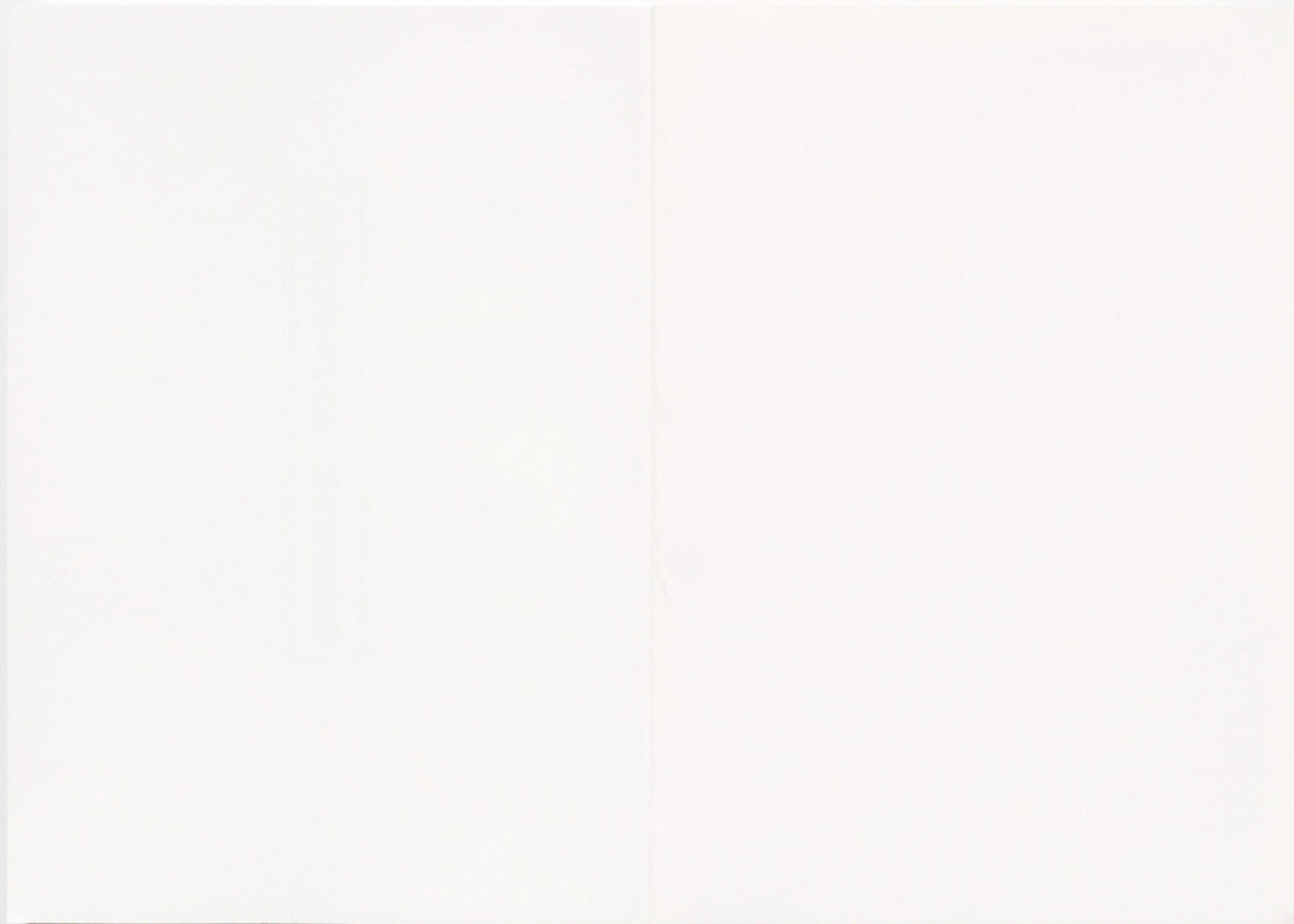




平成八年三月
各務原市資料調査報告書第二十号

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(四)

各務原市歴史民俗資料館



富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(四)



口絵1 坪内家宝物 親鸞聖人真向御影
(各務原市少林寺蔵)

口絵解説

口絵1 坪内家宝物 親鸞聖人真向御影

坪内家秘蔵の宝物。尾張葉菜見開集には、「坪内氏家に一幅の画像有、是は親鸞上人越後より下向の時此関を越給ふ時、富樫左衛門上人を見てただ人ならざる事を察して上人に自画像を乞ふ、後世の印を残すとて真面の画像是なり。六百余年を過ぐるといへども諸人尊敬して開帳の節は群集をなす、今尚坪内家の什宝也。」とあり、これをさしていると思われる。

口絵2 坪内家累代秘蔵ノ宝物 見真大師真向御影写真

坪内宗家最後の領主坪内定益が、坪内家ゆかりの家に授けた坪内家累代の秘宝見真大師（親鸞聖人）の御影の写真。この写真は、第三十号として美濃国羽島郡下羽栗村平島岸民五郎氏に明治三三年五月二八日に授けたもの。

口絵3 親鸞聖人真向御影開帳施行規約

少林寺での御影開帳の規則で、開帳に関する各役割を分担するなど、こまかな規約のもとに開帳が行われたことがわかる。規約中の住職の名から、明治三二年の開帳の時のものと思われる。

人生の書として

この度、各務原市歴史民俗資料館の資料調査報告書第二十号を佐藤政憲助教を中心とする関係者のご努力で刊行することができました。

本報告書、『富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒』はたいへん興味深い内容をもつものだと考えています。特に「日清戦争と坪内銚三郎」という解説は、平成七年度作成の「戦時体験の記録」との繋りもあって、ご覧いただくに値する内容だと信じています。

このことについて佐藤助教は、「(三)の史料解説を引用しながら」そこでの関心の大半は民俗的な主題が多い。それはこの史料が、坪内諸家の家督継承を中心とした歴史を綴りながら、男女の区別なく、そこに登場する人物たち全てに目をむけ、知りうる限りのことを粘り強く調査し、もれなくそこに書き込んでいくとする姿勢にみられるように、意図せずして、当時の坪内を中心とする人びとの生活が記録された結果である」と述べられています。この記録がつけられた維新时期は、旗本層の変動期でもあり、時代の変わり目に生きる人間の生きざまを、先人の残した「人生の書」として読むことができるところです。

先程、戦時体験記録との関連と書きましたが、今回の記録には掲載されない日清戦争以前の様子が著者の立場を踏まえつつ、銚三郎の行動を通して述べられています。この部分にみられる繋がりには、大砲演習場から航空の町になっていく各務原台地と類似したものが興味深いものです。さらに、「銚三郎の人生は、日本の近代戦争とともに歩んできたのである」の解説に見られるように、刊行が期待されている「日清戦争から駐留軍撤退」までの通史（平成十年度刊行予定）に大きな材料を与えるものと考えています。

報告書と呼ばれる書物がとかく専門家へのサービスに終わり易い傾向をもつものに対して「日清戦争と坪内銚三郎」は、書き手が士族であったにせよ、市民の心をゆさぶる書物になったことを心から喜ばしく思います。

報告書の作成にご尽力いただきました関係各位にお礼申し上げます、市民の皆様様の講読をお薦めして、挨拶いたします。

平成八年吉日

各務原市教育長 浅野弘光

凡 例

- 一 本報告書は原史料名「福富樫庶流坪内家一統系図並由緒」を影印復刻したものである。
- 一 原史料は「内分寄合」旗本坪内家（宗家家元）の内分分知であった三家のひとつ、平島の坪内家十二代目の坪内高國が編集したものである。
- 一 坪内高國は旗本坪内家の宗家（新加納坪内）九代目左京定儀さきのみの嫡男定静（病弱により廢嫡）の三男で、坪内佐左衛門定通の養子になった。
- 一 この史料は、昭和十九年戦災を免れるため、坪内高國の妻フミ子が当時の住職川村景州師に保管を依頼し、少林寺へ奉納したものである。
- 一 史料の所蔵者は各務原市那加新加納町二一〇四番地の少林寺である。
- 一 史料は各務原市指定文化財（典籍、昭和四三年指定）に指定されている。
- 一 原史料は九分冊からなるが、今回はその内の第六分冊の最初から第七分冊の途中までの部分を影印復刻した。
- 一 史料を影印復刻したのは、貴重な歴史遺産の消失の危険を避けるためと、楷書体で書かれているため活字翻刻の必要性がないこと、活字化による誤植を避けるためである。
- 一 朱書および朱印等の部分は、写真の枠外に（朱書）および（朱印）などと活字で表記した。
- 一 本報告書には近世関係の解説文をつけた。
- 一 解説文は大垣女子短期大学助教佐藤政憲氏に依頼した。
- 一 影印復刻文および解説文の中で、歴史的用語として史料中に表現される身分差別にかかわる用語や侮辱言葉をそのまま収録した部分がある。これは歴史の史料集としての使命を全うするとともに、封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主主義達成のための礎とすることを希求したからである。
- 一 写真図版および校正等は、各務原市歴史民俗資料館の小林重樹・加藤博通・坪内廣清・吉田久枝・戸塚康子・佐伯晴美が担当した。

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(四)

目次

口 繪
口 繪
序 口 繪
凡 例
目 次

史料解説……………一

影印史料(富樫庶流坪内家一統系図並由緒)……………一五

編集後記

史料解説

日清戦争と坪内銚三郎

大垣女子短期大学 助教授

佐藤政憲

ナリ此前二度出頭ノ処文言ニ差図アリテ

- 一 新田二月五日 濃州羽栗郡伏屋村聯合戸長 平嶋村三宅村伏屋村若宮地村四ヶ村合併
- 伏屋村藤之助ヨリ相達ス本月十五日ヨリ二月十五日迄ニ着京可致段申来ル尤笠松郡役所ヨリ被 仰出候也
- 一 新田二月九日 坪内銚三郎笠松 羽栗郡役所江出頭来ル 二月十八日新田
- 二 出立御届
- 一 新田二月十二日 旅費金四円也下賜 舎兄坪内定年勤役中ニ付同人受取来
- 一 翌日 新田二月十三日 御受取書差上ル 坪内定年持参ナリ

- 一 新田二月十六日 田ノ四ツ半時頃 中嶋郡堀津村平民農太
- 田末松 新ノ廿九年九月田ノ廿武蔵 来ル步兵志願ニテ検査済ニテ東京へ出立ニ付同道頼ミ来ル昼飯出ス八ツ前頃帰ル尾州琵琶橋直手前ノ茶店ニテ待合セル引合也 当人申ニハ私宅江御同道中人宅在由申
- 約束ノ所ニテ末松先ニ参リ居道中同伴教導団ニテハ組合違イ近隣ニ居候 末松モ卒業ニテ名古屋領台村ニテ候得共出立ノ日三百名余平嶋村へ参ル時来ルニ加

- 一 明治十七甲申年 新田二月十八日 辰ノ上刻 朝五ツ時 発足東京教導団江也 新田二月廿八日 午後三時頃着 同廿八日 身体検査合格
- 同廿九日 入団ナリ同日御書付下賜 同廿九日 ヨリ岐阜県士族「坪内銚三郎歩兵科生徒申付候事

明治十八年二月十三日陸軍教導団

凡五里余

東京教導団は、東京桜田・霞ヶ関(現 東京都千代田区) 元松平安芸守屋敷跡から銚三郎のはいった一八八五年(明治十八年)、千葉県下総国東葛飾郡国府村・鴻之臺(ともに現千葉縣市川市)に移転している。さらに東京教導団は一八八九年(明治二十二年)に「廃止され、その跡に野戦重砲兵第十四十六連隊が駐屯、司令部も置かれ、軍隊の町となった」(角川日本地名大辞典十二千葉縣以下、同書による)ということである。しかもそれ以前の「一八七五年(明治八年)この地に大学校(後の東京大学)設立が決定し、土地買収まで行われたのであるが、台地上に位置していたため水の確保と交通に難があったため、中止されている。出身この点も各務原市となにか共通する点があるようにみえる。出身地各務原市が演習場から陸軍航空廠の町となり、さらに航空自衛隊の町となったこと、銚三郎が入団した教導団が移転した国府村・鴻之臺が陸軍の町となったこともあわせて興味深い共通性であるし、市川の軍隊は敗戦後には廃止されているが、ともに住宅地として発展していることも共通している。

- 一 新田二月廿七日 ヨリ下総国習志原 一名小 演習ノ内閣 行軍筑波山
- 龍止宿 筑波山ニ男体山イザナギノ尊 此処一日逗留 四日間ノ 鹿嶋大明社女体山イザナミノ尊ノ社在
- 神江参詣下総成田山不動尊江参詣又惣五郎仕置場ノ前通行

- 一 新田正月五日 昼五ツ前笠松ヨリ着状端書坪内銚三郎ヨリ 新田二月十九日 太田末松ト同道東京 元江府新橋区金六
- 町西沢半助方到着同 新田二月廿六日八ツ 身体検査兩人共合格同
- 廿九日 入団 未練不 同 廿日 端書出状同 二月十五日 同時ニ着
- 状シテ砲兵 大隊 志願ノ処人員多数ニ候故歩兵大隊第三中隊
- 第三小隊ニ入学 所ハ東京外桜田霞ヶ関 元松平安芸守屋敷跡也 生徒

十月一日に砲兵志願をしている。それが合格し、東京に出かけることになる。翌十八年一月十五日より二月十五日の間に東京に出頭するようになる。翌十八年一月十五日より二月十五日の間に東京より連絡を羽栗郡伏屋村現、岐阜県岐阜市連合戸長より連絡があり、東京にでかけることになる。東京行には中嶋郡堀津村(現、岐阜県羽島市)平民農太田末松が同道を依頼してきたので、それを了解し、同道することになる。二月二日に出発し、二月十日午後三時に到着し、そこでふたたび身体検査を受け、合格し、入団となった。銚三郎は砲兵を志願したのであるが、希望者が多く、はみ出して歩兵の道を進むことになる。なぜ砲兵を志願したかの理由は記されていないが、各務原の地が大砲の演習場であったことも影響しているかもしれない。

入学後のようすは以下のようである。

- 一 新田四月七日 東京外桜田教導団之処国会開設議事場ニ相成候
- 二 付今日下総国東葛飾郡国府村鴻之臺江移転ス東京ヨリ道法

- 一 新田四月十日 大試験施行セラレタリ 新田五月廿七日 卒業免状元加
- 州藩浅田信興ヨリ御下ケ渡シ 團長ハ 朝 新田五月廿九日 相
- 濟直ニ其日出立夕七ツ半頃東京江着東京新橋辺ニ止宿翌 廿八日
- 横浜ヨリ午後四時 田ノ夕七ツ 蒸汽船出帆 兵隊ハ 常ノヨリ 又 同廿九日
- 午後六時 時ノ上刻 勢州四日市江着船 同廿九日 四日市ヨリ尾
- 州宮宿へ蒸汽船ニテ着船夫レヨリ人力車ニテ濃州羽栗郡笠松
- 村渡船江カ、リ 此節コレヲ病流行ニテ 通行ノ人ヲ逐々吟味ス
- 左衛門前迄人力車也夫レヨリ荷物自身持参也金拾円〇四銭入
- 費ニ下賜 内旅費一日四十銭荷物一日五銭又日曜日一日 暮六ツ少シ前頃坪
- 内銚三郎入来 其夜見舞ニ 翌 六月朔日 藏前村兄定年宅行ク土産
- 菓子箱持参 笠松アコシ 夜岩塚鴻之助同清助ヲ招ク 電話ニ成ニ 今
- 日高國名古屋(以下略)

卒業の年に茨城県の筑波山から鹿島神宮へと訓練行軍をしている。習志原(現、千葉県習志野市)で演習し、それから筑波山・鹿島神宮、成田山を経て帰着している。その時の記録に佐倉「惣五郎仕置場ノ前通行 右手南嶺松林ノ内ニ石碑立也 高サ曲尺壹間程申堂尺計也」と記している。江戸時代に流行した佐倉惣五郎の話の記憶していたためにこのように記録したのであろう。四月一日から二十八日までの長期にわたる訓練行軍であったため、帰着後三日間の慰労休暇があたえられている。

その後、五月になり卒業試験が行われ、それに合格し、無事卒業となった。六月二十八日に卒業免状をわたされ、ただちに帰郷する。帰郷の道筋ははっきりと記録されている。すなわち、東京新橋にもどり、一泊、その後横浜より蒸気船で四日市へ向かう。所用時間がほぼ丸一日である。現在の交通感覚からすれば、なんとも時間がかかっているが、当時の感覚からすれば早かったのであろう。翌七月一日、四日市から尾州宮宿（現、愛知県名古屋市中熱田区）までさらに蒸気船を乗り継ぐ。そこから人力車で笠松村（現、岐阜県笠松）へ行き、渡船でわたり、さらに人力車を乗り継いで平鳴村まで帰っている。現在の交通の経路とは異なる当時の交通経路が理解できる。

坪内高國はほかの部分でもそうであるが、卒業証書やさまざまな賞状、辞令を『由緒』にきちんと書き込んでいる。以下もその一端である。

- 一 明治十八年（旧九月九日、新十月十六日） 殿ヨリ御書付御渡無級生徒坪内銚三郎二等生徒申付候事明治十八年十月十六日教導団壯兵大隊（印九ツ朱肉印教導団印差渡し印番書朱字歩兵大隊之印曲尺寸也）
- 一 明治十九年（旧二月八日、新三月十三日） 殿ヨリ御書付御渡シ二等生徒申付候事明治十九年三月十三日教導団歩兵大隊（印九ツ朱肉印教導団印差渡し印番書朱字歩兵大隊之印曲尺寸也）
- 一 明治十九丙戌年（旧五月廿四日、新六月廿五日） 殿ヨリ御書付三通御渡

るが、三州（三河）の岡崎まで出かけ、明治天皇の警護にあたっており、鳴海（なみ）・名古屋まで随行している。

記事はすべてにわたっているのではないので、つぎに日清戦争の記事は移る。日清戦争から帰還したのち、台湾へ行くことになる。この点はのちにふれる。

銚三郎と日清戦争

日清戦争は一八九四年（明治二十七年）から九五年にかけて朝鮮の支配をめぐる日清両国が引き起こした戦争である。今日、問題になっている朝鮮半島を植民地支配した出発点となる事件である。

坪内銚三郎は日清戦争に従軍したのであるが、『由緒』には詳細な記録が残されている。近代日本の戦争にさいして人びとがさまざまな従軍記録を残しているが、なぜ銚三郎の記録が残ったのであろうか。

- 一 明治廿八乙未年（旧六月廿八日、新八月十八日） 坪内銚三郎濃州厚見郡岐阜市（上）字下神田町（東）金柁屋桑右衛門方止宿之時同所二階ニ於テ父高國ヨリ尋問ノ次第銚三郎返答左ノ通り

このような記述がある。父坪内高國は息子銚三郎から日清戦争について事情を聞いている。高國は『由緒』を作成したのと同様

- シ第四百七十一号陸軍教導団生徒坪内銚三郎廿年十一月ヶ月歩兵科卒業明治十九年六月廿五日陸軍教導団長陸軍歩兵大佐（第五位）渡辺□□（陸軍教導団隊長陸軍歩兵少佐、第五位）浅田信與（第五位）坪内銚三郎任陸軍歩兵二等軍曹明治十九年六月廿五日（第五位）陸軍歩兵二等軍曹坪内銚三郎名古屋鎮台附申付明治十九年六月廿五日陸軍省
- 一 明治十九丙戌年（旧八月） 隊付ハ不相替外ニ糧食及酒保委員ノ助手且中隊射的掛右三職被 仰付候右ニ付祝酒下士官江出（下士官トハ、同役ノ人也）

一八八六年（明治十九年）、銚三郎は歩兵科を卒業後、名古屋鎮台陸軍歩兵二等軍曹を命じられている。その後、「外ニ糧食及酒保委員ノ助手且中隊射的掛右三職」を命じられている。

途中の軍歴についてはあまりふれられていないが、一八八七年（明治二十年）二月には明治天皇の巡行の際、岡崎に出ている。

- 一 明治廿丁亥年（旧正月廿七日、新二月十九日） 三河國渥美郡豊橋（元）名古屋分營十八聯隊繰出シト成ル（御運行御固ノ三州額田郡岡崎、同廿八日、尾州、郡鳴海泊、同廿九日、尾州愛知郡名古屋泊、ヨリ御下乗ニテ東掛所御旅館江行幸ノ時御途中御固ノ北川ニ居ス南側ハ学校ノ生徒御馳馬中学校等也）

この時期、名古屋鎮台の三河國豊橋分營十八聯隊にいたのであ

な意味を見出し、聴取・記録を行ったのであろう。その結果、詳細な記録が残されたのである。同様な記録が最近発見され、共同通信より全国に配信されている。（共同通信ニュース速報一九九五年九月七日付「補遺史料記した日誌発見 日清戦争従軍の兵士残日清戦争」）

日誌の記述は、宣戦布告の一八九四年八月一日を挟んで同年六月七日の旧陸軍第五師団（広島）歩兵第一連隊第二大隊入隊から、翌年十一月八日の故郷での歓迎会まで。罫紙（けいし）二十六枚に毛筆で清書されている。

日誌を書いたのは、広島県高宮郡飯室村（現広島市安佐北区）から上等兵として従軍し、一九四九年、七十九歳で死去した原田鶴次さん。同戦争で捕虜処刑を記した兵士の日誌は極めて珍しいという。

原田さんの長男良造さん（七〇）は、戦争体験をほとんど語らなかつた父親が、土蔵に日清戦争の日誌を残していることを知り、終戦百年をきっかけに松山（金夫）筆名で教授に分析を依頼した。

由緒もこのような史料の一つとしても位置づけられる。それは、坪内銚三郎にとって日清戦争の発端はどのようなものであろうか。

一八九四年（明治二十七年）「（旧六月廿三日、新七月廿五日）午後夕方ヨリ 休暇ノ処同月

田廿七日 ヨリヤカマ敷相成り休暇止メニ成り帰隊ス又万一ノ節ノ
御書付下賜田廿九日候也」ということである。つまり、銚三郎が休
暇をとっていたところ、情勢が緊迫してきたために休暇が取り消
され、戦時体制に突入したことがわかる。しかもそれにさいして
はさまざまな風聞が流れている。

六月二十六日付の銚三郎の「端書」(兼書)によれば「最早御聞及
ヒニ」なっているであろうが、「五月上旬頃朝鮮国ニテ東学党」が
反乱を起こしたことを記している。銚三郎はその東学党を「日本
テ申スト自由党改進黨ト申スモノ」とした上で、「国政ヲ改革ナサ
ント欲シ内乱起リ候」としている。日本の自由民権運動に対比し
ているのである。父高國が愛国交親社に加盟していたこともこの
ような記述の背景にはあると思われるが、このような記述は当時
の日本では見られないものであり、大変に興味深い。

そこで朝鮮「政府ハ鎮定セント欲シ官兵七八百人モ派遣セシニ
第一戦關ニ大敗ヲ取りタリ東学党ノ威力破竹ノ如ク益々盛ニシテ
己ニ京城ニ攻メ入ントス依テ援ヲ支那国ニ求メタリ日本国モ隣国
ナルヲ以テ応援且日本人民保護ノ為メ芸州広島ヨリ混成ノ一旅団
出張シ釜山仁川京城ニ至」つたと記録している。初期の東学党の勢
いが生き生きと記録されている。首都京城(現ソウル)にまで攻め
込もうとしたようすまでわかる。

そのうえで「東学党ハ己ニ鎮定セリ然ルニ何カ支那国ト日本国
ノ間ニ一ツノ事件起リシト見ヘ兩國共開戦ノ準備ヲナスニ至レリ

廿七甲午年新田九月十三日 朝鮮国順安ニ於テ戦争銚三郎初陣

同年田八月十六日 朝鮮平壤城攻撃参与セリ

同年田九月廿五日 清国々境鴨緑江安平川口付近戦争ニ参与

同年新田十二月二十二日 全国海城西北徐家園子付近戦闘参与

同年新田十二月二十七日 右同断

廿八乙未年新田正月廿七日 全国陸泰堡付近戦闘ニ参与

同年新田二月二十七日 唐王 山后付近戦闘ニ参与

同年新田二月二十八日 全国大富屯付近戦闘ニ参与

同年新田三月四日 全国牛莊城攻撃ニ参与

「第十二中隊ノ激戦前一分隊ニ残シ置キ右方ニ引キ上ゲシヲ
以テ我兵ハ三四十名ニ過キス又繼率兵卒過半死傷シ僅カ当隊
ハ中隊長之ヲ率ヒ特務曹長一名下士二名下官一名兵十二三名
トナレリ戦力兵ノ退却ハ易ナルモ死傷者ヲ敵手ニ渡スノ遺憾
ナルヲ以テ援ヲ大隊長ニ要求スルモ応セラレズ如何トモ為シ
能ハサルヲ以テ清兵ノ宿営用タル寝具ヲ集メ防禦工事ヲ施シ
來襲防キタリ第三小队ノ残部來援セリ依テ死傷者ヲ后方ニ送
リ日暮大隊ニ合ス当地北端民家ニ緊急倉庫ヲ為ス敵ハ夜ニ入
リ田庄台方向ニ退却セリ」ト申越ス実ニ難戦必死ノ戦争敵ハ
多勢味方ハ小勢十八聯隊第九中隊ニテ坪内銚三郎ノ隊ニテ運
能ク敵ヲ追払ヒ愁眉才開キ喜悅ノ至リ也
同年田二月十三日 全国田庄台付近戦闘ノ参

人ノ話ニ依レハ名古屋ヨリ一ヶ聯隊馬関ニ出張仕候由就テハ当
聯隊モ何之日出張致スヤモ計ラズ候間一寸申置候決シテ御心配
無之様致度候方一ニモ出張仕候事ナレバ至急御報申上候先ハ不取
敢御報知迄」と、高國に報告している。

銚三郎の日清戦争への出発のようすは以下のようである。

田七月二十四日夜五ツ半前 豊橋出發蒸気汽車ニテ岐阜へ掛り通行
新田八月二十四日午後八時十分 芸州沼田郡広島県広島
市大手町一丁目牧野重次郎方へ着ス田同廿七日夜四ツ半同廿七日
午前七時広島ヨリ乗船シ三州
銚三郎妻ヤス女ヨリ中越又ハ銚
三郎出船前ノ文通住ノ江丸ニ乗シ芸州字品港ヲ船
無事ニ新田廿九日 同夜四時不知船ノ上
右同所ヨリ即日兄坪内定年方江端書出ス田八月二日
新九月二日門司ニテ
始テ端書ニ口印判押ス田同四日廿九時頃
新同三日午後二十分頃着状町近藤字三郎方坪
内定年
方江

すなわち、八月二十四日に豊橋を出発し、途中岐阜を経由し、
神戸まで汽車に乗り、神戸から汽船で広島までの海路を利用して
二十六日に到着している。これも現在の交通感覚とは異なる。そ
の後、二十七日に広島字品港を住ノ江丸で出港し、二十九日に朝
鮮元三津兎港へ到着している。その後の銚三郎のようすをみる
とつぎのようになる。

以上のように概括できるが、そのなかでまえにみた「共同通信
ニュース速報」にみられる平壤(現ピョンヤン)の捕虜処刑事件も見
聞した可能性も考えられる。「尚同(平壤)捕虜者甚城ハレン瓦ヲ積ミ
前ニ土ヲ置キ厚サ是程ニテ尺方三穴アキ候敵ヨリ降参ニテ明日
渡ス由申ニ付差置候其夜雨降敵支那海道へ逃ケ出シ候ニ付出テ討
コロシ生捕千人計逃行」とある。「討コロシ」という文字をそのま
ま解釈していいのか判然としないが、注目すべき記述である。さ
らに、「九月十三日順安銚三郎
初陣 三人生捕四人殺」という記述もあ
る。捕虜処刑事件との関連を留意すべきであろう。「共同通信
ニュース速報」の記事をみてみよう。

平壤で清国軍と戦った直後の同年九月十六日、十七日の記
述によると、原田さんは清国の捕虜約七百人を十九人で監視。
十七日午後十時ごろ、捕虜の一人が巡查の刀を奪い逃走を
図った。「外(ほか)ニ強行セシ者ト都合三十八名ヲ打チクビ
ニテコロセリ」と処刑の事実を伝えている。

この点は、従来、あまりとりあげられてこなかった部分である
が、日本の戦争史を考えるうえで重要な意味をもっていると考え
られる。

そのうえで、共同通信記事にみられる景福宮を急襲した事件も
視野に置いておく必要がある。景福宮急襲事件について「由緒」

は記していないが、同時期の従軍記録としてあわせてみる必要が
必要になってくる。

また、原田氏は、日本軍がソウルの景福宮を急襲した一八九四
年七月二十三日の事件について「午前三時、製（整）列朝鮮國
京城ニテ皇城ヲ破リ皇室ニ入ル」と記録。作戦後、大隊長が「受
ケシ命令ニ從ヒ任務ヲ全フシ終ヘリ」と告げ、天皇陛下万歳を三
唱した、と記している。

この記録については、以下のように記事で説明されている。

（前に引用した部分とも重なる部分
もあつたが、あらためて引用する）

日誌の記述は、宣戦布告の一八九四年八月一日を挟んで同
年六月七日の旧陸軍第五師団（広島）歩兵第一連隊第二大
隊入隊から、翌年十一月八日の故郷での歓迎会まで。罫紙（け
いし）二十六枚に毛筆で清書されている。
平壤で清国軍と戦った直後の同年九月十六日、十七日の記述
によると、原田さんは清国の捕虜約七百人を十九人で監視。
十七日午後十時ごろ、捕虜の一人が巡查の刀を奪ひ逃走を
図った。「外（ほか）ニ強行セシ者ト都合三十八名ヲ打チクビ
ニテコロセリ」と処刑の事実を伝えている。

旧陸軍の統計によると、平壤戦の捕虜のうち階級不明の四
十七人が「反抗」を理由に銃殺となった。当時の雑誌には「斬
（ざん）殺四十七人」とあるが、処刑の具体的状況は分かつ

ていなかった。

また、原田さんは、日本軍がソウルの景福宮を急襲した一
八九四年七月二十三日の事件について「午前三時、製（整）
列朝鮮國京城ニテ皇城ヲ破リ皇室ニ入ル」と記録。作戦後、
大隊長が「受ケシ命令ニ從ヒ任務ヲ全フシ終ヘリ」と天皇陛
下万歳を三唱した、と記している。

この史料について共同通信記事は、「松山幸夫・中京大教授（日
本近代史） 半世紀にわたる戦争や植民地支配の幕開けとなった
日清戦争を民衆史の観点から考える上で貴重な資料だ。日誌の記
述は正確、具体的に、現場の兵士が捕虜処刑を書き残した例は極
めて珍しい。朝鮮王宮事件の記述は、朝鮮軍の発砲を原因とした
日本政府の当時の公式見解が偽りだった点を傍証している。原田
さんは従軍して帰郷後、米國に移住しており、日本の近代を生き
た民衆の一断面を表している。同様の資料が各地に残されている
可能性があり、保存や分析が急務だ」と記している。日清戦争終
結から百年がたつ現在、このような民間の従軍記録は散逸の可能
性が高いからこそ、一刻も早い調査が求められているのである。
それでは鏡三郎は日清戦争の過程でなにを見聞したのであろう
か。その点を考えてみよう。鏡三郎が書き留めた戦争中の風説こ
そ、興味をひくものである。

一 田九月 頃ノ風聞ニ讃岐國金毘羅大権現江參詣ノ人ノ咄シニ
テ右御同所ノ御神馬^{ネカ}ノ尾ト足ト三箇町ニ鉄砲疵有之候由
定年同輩ノ官員某^{テテ}又風説ニ平壤^{鮮朝}ノ合戦ノ時山上ヨリ砲発
シテ味方難鮮之時知レザル兵貳拾人計リ出テ来リ山ヘ登リ敵
オ退治致セシ由又此合戦之時福島中佐討死セント馬ヲ乗出サ
ンツスル時はモ知レザル兵壹人來リテ今討死スル時ニアラズ
ト申留メタル由也

又風説ニ日本軍難戦ト見ユル時赤兵^{赤色}出來リテ真先ニ進
ミ敵兵オ破ル其強勇ナル事難敵シ討倒サントスレトモ倒レズ
ト云々敵兵計リニ見ヘテ日本兵ニハ見ヘズ又云赤兵ト聞ノ声
ヲ揚ルヲ甚ク恐ル、由又赤兵モ日本兵モ敵ノ目ニハ多人數ニ
見ユル由右ハ生捕ノ清國人ヨリ咄シノ由也又当廿八未年^{田二}
頃ノ文通ノ由ニテ尾州名古屋ノ町人稲葉梅吉廿三才愛知
鎮台ノ兵卒ニテ^{此頃兵卒ニ}也右ノ方ヨリ申越スニハ赤隊アリ
テ剛勇ニシテ助カル由也愚高國按ズルニ天狗神力稲荷神通力
ニテ在ンカ右ニ伸格別ニ御盡力ノ由風聞為ス赤兵ハ此ノ神ノ
御助力ナランカ又昨冬^{田十一月}頃ノ風説ニ天神サマノ^{天鏡宮}
御盡力ニテ其証據ニハ世間ノ梅干ノタネ尽ク破レタル
由ニ付高國氣オ付ケタルニ梅干ノタネニ大指ノ爪ニテ押シタ
ル様ニ長^{尺曲}凡三分程ノ疵付キタリ^{梅ノ実ニ平ノ勢少}横ニ又昨
冬^{田十一月頃}風説ニ尾州熱田ノ稻荷神疵オ蒙リ歸國ノ由ニ
聞ケリ又今般朝廷ヨリ神社江御祈願ノ由也

まず最初の風説は、「讃岐國金毘羅大権現江參詣ノ人ノ咄シ」に
よれば「御同所ノ御神馬^{ネカ}ノ尾ト足ト三箇町ニ鉄砲疵有之候由」
と兄^{定年同輩ノ官員某}「と云々」ということである。神仏の身代りとい
古くからの話が日清戦争にともなうてみられる。
つぎにみられるのが「赤兵」や正体の知れぬ兵隊の話である。
「又風説ニ平壤^{鮮朝}ノ合戦ノ時山上ヨリ砲発シテ味方難鮮之時知
レザル兵貳拾人計リ出テ来リ山ヘ登リ敵オ退治致セシ由」とい
ことがあり、「又此合戦之時福島中佐討死セント馬ヲ乗出サンツ
スル時はモ知レザル兵壹人來リテ今討死スル時ニアラズト申留メ
タル由也」という話も伝えられている。古くから日本の戦闘のな
にあらわれる伝説の姿に似ている。

捕虜の清国人の話であるが、「日本軍難戦ト見ユル時赤兵^{赤色}
出來リテ真先ニ進ミ敵兵オ破ル其強勇ナル事難敵シ討倒サントス
レトモ倒レズト云々敵兵計リニ見ヘテ日本兵ニハ見ヘズ又云赤兵
ト聞ノ声ヲ揚ルヲ甚ク恐ル、由又赤兵モ日本兵モ敵ノ目ニハ多人
數ニ見ユル由」とある。

このような話が日清両国にあるということがまず興味深い点で
ある。日本の民衆の側からみれば、展望のないままに突入した戦
争であり、しかも相手は当時アジア最大の巨人であったことによ
る恐怖心は計り知れないものがあつたのである。なによりも当時
の民衆は外国との戦争を経験したことがなく、まして大国と考
えられる清国を相手にするのである。清国＝中国は日本の国家が成

立する以前からアジアの大国であり、文化的先進国であった。たとえようもない不安感が民衆の心をとらえていたのであろう。そうであるからこそ、このような風聞の入り込む要素は大きかったのであろうし、風聞によってその不安感を否定していたのであろう。

このような風聞が戦後に拡大されなかったことが、この後の日露戦争以後とは異なる要素にもなっているのではなからうか。日露戦争ではさまざまな戦争伝説が生み出されているが、日清戦争では乃木伝説がその中心であった。一般兵士まで伝説は拡大されていない。また、のちの神国思想に連なってよさそうな「赤兵」の話が従来まったく知られていないのである。

この点を坪内高國は、「尾州名古屋ノ町人稲葉梅吉廿三才愛知鎮台ノ兵卒ニテ此頃兵隊ニ成り馬上ニ也右ノ方ヨリ申越スニハ赤隊アリテ剛勇ニシテ助カル由也愚高國按ズルニ天狗神力稲荷神通力ニテ在ンカ右ニ伸格別ニ御盡力ノ由風聞為ス赤兵ハ此ノ神ノ御助力ナランカ」と述べているが、それ以上のことを考えていない。一般的な信仰の範囲内で理解している。さらに神仏の加護について「神ノ御助力ナランカ又昨冬田十一月頃ノ風説ニ天神サマノ天満宮菅相堂菅原道真公御盡力ニテ其証撰ニハ世間ノ梅干ノタネ尽ク破レタル由ニ付高國氣オ付ケタルニ梅干ノタネニ大指ノ爪ニテ押シタル様ニ長尺曲凡三分程ノ疵付キタリ梅ノ実ニ平ノ実少シ中ヨリ下ニテ横ニ又昨冬田十一月頃風説ニ尾州熱田ノ稲荷神疵オ蒙リ帰國ノ由ニ聞ケリ又今般朝廷ヨリ神社

三十七年甲辰年太陽曆七月十日召集令下り候由」にて名古屋より出発している。銚三郎の人生は日本の近代戦争とともに歩んでいたのである。

おわりに

「由緒」を通して銚三郎と日清戦争を概括的にみてきたが、日本の近現代を見通すうえで日本のアジア侵略の原点である日清戦争にかかわって高國・銚三郎という民衆とまでいえるかという問題はありますが、この二人が日清戦争をどう体験し、見聞していたか、それがどのような意味をもつかについてまとめてみた。銚三郎の人生そのものが日本の近代史を体現しているように思われる。それと同時に、そのなかから人びとが日清戦争にあたってどのような不安感をいだき、その勝利によってどのように変化していったかの一端を「由緒」は教えてくれることもわかった。このような貴重な史料の多くがいまだに埋もれているであろうことにも思いを寄せることができた。さらに今後もこのような史料が発見されることを祈るしだいである。

江御祈願ノ由也」と述べている。天神様の「御盡力」で「梅干ノタネニ大指ノ爪ニテ押シタル様ニ長尺曲凡三分程ノ疵付キタリ」とやはり身代わり話があり、「熱田ノ稲荷神疵オ蒙リ帰國ノ由」という話も記録されている。日清戦争において神やその身代わりが傷を受けているという伝承が各地にみられるのかどうか、今後の調査が必要となるのではないか。日清戦争にたいする当時の民衆感情を理解するうえで重要な指標の一端になるのであるから。つぎに重要な問題として、この後の日本のアジア観を変えていく対中国認識、清国人を侮蔑する感情の醸成についてみてみよう。ピョンヤン争奪における戦闘の際、銚三郎は「一大小便ハ仕流シ支那」とか「一支那人ハ五挺カラゲ日本人ハ村田ノ本込発砲ニテ打候」、「清兵ハ我國農民蜂起ニ全シ」、「支那ニ四万ノ大軍ありと唱へ恐レシニ決シテ取ルニ足ラザルモノナリ」という記述もみえる。最初は「支那」を恐れる気持ちが強かった日本軍も、民衆も戦闘に勝ち、腐敗の進んだ清国軍をみるにつれ、劣等感が優越感に変化していったのである。このことがけっしてよい結果を生んだのではないことは、現在のわたしたちは知っている。しかしながら、この後の展開は朝鮮の植民地化と中国への侵略戦争の泥沼へと進んでいくのである。

最後に銚三郎の行く末をみると、彼は「明治三十一年戊戌年田七月九日付ヲ以テ頃日台湾守備兵第三聯隊付被命」せられ、九月二十二日に出発している。さらに日露戦争勃発にともない「明治

影印史料

(加納富樫庶流坪内家一統系図並由緒)

御一新後半嶋村坪内家由緒

一慶應三丁卯年冬於京都十五代將軍德川慶喜公大政御返上

將軍職御辭退也夫ヨリ大坂江御退去

一明治元戊辰年春正月二日先手松平肥後守備津

松平越中守備津州家各郡幕台於伏見三藩列長列古列下戰事在

德川家、兵隊三万人程井伊守備津州高松藩堂、津州津

城主高松三十二万田家備津州八郡大垣共合戰、及破如大垣

慶應秀根、三藩幕知リ、二仍而德川家敗軍也右二丹堂上岩倉

右兵衛督貞復殿子息完等馬鑣橋下中仙道御通行二月十日濃

別於大垣表二地督度割總督八十九殿右面右江大垣藩馬於御

本陣二排謁翌十一日歸村同家前濱村住居坪内嘉兵衛下同道

一同年二月七日尾州家江 勤王ニ付差出テ御下書被下候

左、通り

一岩倉殿並 御家ヨリ御建相成居候 朝命之趣因違奉仕勤

王之志興起仕候上者殿令徳川慶人之指揮有之儀共 御家江

伺之上ナラテハ其指揮ニ應じ申聞敷事

一浮津之徒動亂ニ采じ御體家之命或者 御家之藩士ト偽

り假棄ニ渡り候所置有之候上亂妨之次第ニ及候ハ、近傍勤

王之諸侯ニ援兵ヲ請願辭方取計可申候事

一近隣ニ有之儀与書語合之有司之領地互ニ申合勤

王可仕候事

右之余之誓而違奉可仕候所為後日證書如件

慶應四戊辰歲

坪内金三郎 

二月七日

一同年二月十三日濃州大野郡於攝斐ニ尾藩尾川弥五右衛門

殿ヨリ尾藩坪内家各郡幕台於伏見三藩列長列古列下戰事在

德川家、兵隊三万人程井伊守備津州高松藩堂、津州津

城主高松三十二万田家備津州八郡大垣共合戰、及破如大垣

慶應秀根、三藩幕知リ、二仍而德川家敗軍也右二丹堂上岩倉

右兵衛督貞復殿子息完等馬鑣橋下中仙道御通行二月十日濃

別於大垣表二地督度割總督八十九殿右面右江大垣藩馬於御

本陣二排謁翌十一日歸村同家前濱村住居坪内嘉兵衛下同道

一同年二月七日尾州家江 勤王ニ付差出テ御下書被下候

將軍職御辭退也夫ヨリ大坂江御退去

一慶應三丁卯年冬於京都十五代將軍德川慶喜公大政御返上

松平越中守備津州家各郡幕台於伏見三藩列長列古列下戰事在

德川家、兵隊三万人程井伊守備津州高松藩堂、津州津

城主高松三十二万田家備津州八郡大垣共合戰、及破如大垣

慶應秀根、三藩幕知リ、二仍而德川家敗軍也右二丹堂上岩倉

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

從前門 出五十七五人批持并領、御書符頂戴仕候、是時、

一 皇朝之節有位ハ宣統門無位ハ其賜門ヨリ出入御假建下殿ヨリ

昇降侍付添候事不相成カ侍三持セ候事

一 稱伺命等辨事傳達可也ニ而觸頭ヲ以テ差出可事

一 先達而御布告之通萬石以下之領知並寺院凡而地方御政

勢之儀ハ知行野最寄之府縣ニ而支配可致可相心得依而ハ

知行野地方長政ニ保リ候儀ハ右最寄之府縣へ可申出事

一同帝噴席之儀ハ是迄之列ニ不拘知行高ヲ以テ一帯々々次

皇御定被

仰付候事

但當時爵位有之向ハ衆

朝之節爵位ヲ以テ順帝被相定候事

九月

行政官

朝政御一新之折柄徳川慶喜及逆顯然ニ付大儀ニ從セ

朝臣ニ被

仰付度旨鑲特舟江願出候處不圖災之

皇恩於以本領安塔被

仰付真如至極難有任命ニ奉存候今後

玉事ニ慈恩勅勞

仰誓文奉體天地神明誓ニ子孫永世違背無之證而奉觀書如件

坪内金三郎高國



明治元年戊辰九月十九日

太政官

右御誓文御宗文上ヨリ御出シニ相成申候而大奉喜ニ頂戴

仕候而二ツ折集白紙ニテ片面ニ御仮建銀御玄關ニ而忍中候

ノレヨリ非職人口江罷出候而書記御役谷森左衛門權大尉殿

江御誓文直ニ御渡シ申上候御落字ニ相成候亦御同人仰ニハ

非職人之御儀當ヲ以テ而奉領安塔之御札奉申上候様 柳沙汰

ニ付則職人之御使當ヲ以テ而本領安塔之御禮口上ニテ奉申

上候也翌日議定所事權罷任江

一同年十一月四日家元坪内支次郎定益濃列各務郡三井村住

人坪内捨太郎定致台兩人共奉領安塔被 仰付候 御朱印石

山左兵衛佑殿ヨリ御渡也家元ノ分知江戸親町貝坂住坪内鎮

次郎勘昌ハ不首尾ニ付江戸ニ而奉領安塔被 仰付候ニテ同

年十二月三日定益共ニ京都定足同月五日濃列各務郡新加納

村定益陣屋江到着同月八日兩人共東海道江戸へ出立

一 觸頭雀部練之進ヨリ東京住居親託以給被 仰出候 趣相

達志ニ付同年十二月十四日西京筑前郡出立嘉兵衛金三郎在

所表江立寄度相頼候處 御捺用也同月十七日歸省轉洲漢江

己ノ所ノ上別度判 勘出立江高國係道中ヨリ持病ノ症痛発起候

ニ付全快迄ノ處家來用人岩塚繁輔吉敷殿殿取六歳十歳出立營

六歳相守如嘉兵衛儀道中ヨリ寒風ニ而發病仕候ニ付同人系

來山本軍八郎 ヲ差出テ兩人同道ニテ同月七日東海道ヲ

出府ノ

一 享保年中家元定堅江借置候處其後渡濟無之候各務郡下前

渡村等下加前河原本島三拾石傳島高也先年流決島三拾石

四石定致候ノ年夏北松林ノ下城其西崎三井河原主坪相島三石

金ノ元儀年ノ古繪圖也松林河原上前渡村字内野新田野

方拾五町余南内野新田東三石八斗高ニ拾八石六斗七石又

南内野ノ内東ノ方平島領分同所西ノ方三井領分也元儀繪圖中

三井村屋上印ノ村繪圖ニ所傳島一町ノ濃列羽栗取承

嶋村之内高世七后斗三年五合福嶋一合地嶋一合地嶋へ中候赤野
 對領村出嶋此處嶋慶安二年再檢右三ヶ所御一新三付人ヲ入
 西京ニ而警謀之上取返不同年十一月ヨリ十二月中旬迄ニ
 謀合船ニ相成各警郡新如納村陣屋訪彼人ヨリ受取候尤當年
 分ノ年貢取納致し申候嶋部ハ濱州相衆郡無動寺嶋村農氏田嶋
 主茶次及家江入奉致し御一新ニ付上原致し廣瀬嶋年五月頃ヨリ申
 人ノ下候ト前嶋軍務宣旨出取嶋江上取取嶋年五月頃ヨリ申
 竊取凡九ヶ年ニテ出洋嶋後故嶋也嶋
 一明治元戊辰年九月九日辨事御役所宛二通觸頭宣旨録之
 進江差出不同花七日 御東軍御同御符紙下ニ

私儀
 今般本領安堵上士帯被 仰付難有仕合奉存候因茲
 御即位被為濟候恐悅奉申上是此段以書付奉罷候使
 何卒 御採用被取下候様奉懸候以上

辨事
 九月廿四日
 坪内金三郎

御付紙
 不及其儀事
 御出筆被為遊候三付
 禁中並
 大宮御所江右恐悅奉申上是此段奉懸候
 候以上
 九月廿四日
 坪内金三郎

御役所
 辨事
 九月廿四日
 坪内金三郎

覺
 一金五兩貳分壹朱ト數三百六拾四文
 右之邊御軍資金上納仕候以上
 辰年九月廿五日
 軍務
 御役所

主
 陸軍官
 陸軍官
 印御朱

一金札五兩貳分壹朱ト
 錢三百六十四文
 右軍資金被取上致溜手候以上
 戊辰
 九月廿五日

陸軍官
 陸軍官
 印御朱

當御分
 覺
 一金五兩貳分壹朱ト
 錢三百六拾四文
 右者御軍資金當月廿五日

軍勢御役所江上納仕候處橋山直吉溜手相成 御役所御請取
 書御波上納相濟申候依之此段 御馬奉申上候以上
 九月廿五日
 坪内金三郎

御役所
 辨事
 九月廿五日
 坪内金三郎
 右軍資金聖明治二己年正月分同新同年五月分同新同年九
 月分同新以上四々度ニ而廢止
 一同年九月廿七日坪内義兵衛宣旨 御所並 大宮御所江

一金貳拾壹朱
 御木刀 御掛目録箱
 下鷹掛紙 御掛目録箱
 右者掛紙 御掛目録箱
 一四百文
 右御臺師伴市兵衛掛
 御進款御太刀壹應代
 一金貳兩
 右席野掛磨分掛
 一月四日鷹頭筆之進達書差出入在、通り也
 以書付御用申上候
 今般
 御即位被爲濟候恐悅奉申上度旨奉願上候處昨日恐悅可申
 上旨御掛紙二而被 仰出候二付刺參
 朝御儀^三而勝山唯樂所御取次ヲ以恐悅奉申上候處石山椽
 柳請御進候旨御達御坐候夫ヨリ御奏者所江罷出献上物相始
 儀處安并右衛門尉柘御受取相成申候
 大宮御所江右恐悅奉申上候處中村右近柘御取次献上物御受
 取相成無滞相濟申候依之此段 御届可申上旨金三郎申聞如
 此御進候以上
 十月四日
 岩塚榮輔
 野上平三郎友
 茶田増右衛門友
 一明治元戊辰年九月九日鷹頭筆部氏公被御之進達書差出入在、通り也
 禪上人^ニ相誠野上氏未田氏ヨリ禮遣入在、通り
 上士
 奉九七日 御即位ニ付 禁中 大宮御所等江當日卯刻祭
 宴谷友幹直駕之事
 但當日所賜不登並重販之筆等ハ九月一日ヨリ
 五日迄之内參 賀之事

一當日參 賀之筆江者御酒御認寄可被下候事
 一在京之面々者九月一日ヨリ五日迄之内ニ奏者所江試物賜
 弊由事^下
 一在京無之筆者上京之路假建ニ而恐悅可申上献上物ハ奏者所
 江可奏出事
 木ヲ 一腰ッ、
 大宮御所江家別ニ
 干鯛 一箱ッ、
 但大典侍始並
 大宮御所江上賜以下校々江一加贈物ニ不及候事
 一當日南門被開候間八南門外往還停止之事
 但差掛リ候等用向者堅固之者ハ可爲候事
 右之通被 仰出候事
 八月
 行政官
 此度
 御即位御大禮之節日儀參從大政官九等之面々一同樂宸殿階
 下ヨリ表明門内外ニ排列式ヲ以奉拜 宸儀候様被 仰出候
 奉
 但府縣者知事判奉在京之者出變之事權官以下
 不及其儀事
 一衣帶之義者舊儀發從之面々衣帶 大政官九等之面々有
 位束帶衣符單差置無位ハ黃稅衣冠者用之事
 一此度參從並大政官當官ニ無之宮堂上在京之諸侯爲認結登
 朝被 仰出候事
 但衣帶若衣冠差置之事尤無位之諸侯者直寄者
 用之事
 一太政官等外之儀士有士並在京之中太夫下太夫上士等儀宣

之許江相替候標被 仰出候事

但直書有用之事

古之通候間曰義奉役並太政官當官批判之圖々九七日宣刺卷朝共余之圖々八卯刺卷 到被 仰出候事

但重服者相除々輕服者不苦事

八月

行政官

在床
上止

明後九日 御東幸 御出軍二付爲可奉伺 天機明十九日參

朝可有之事

御出軍後十五々日之内一度 大宮御所江御機嫌爲伺可罷出

奉

東京 御省筆料儀之上音爲恐忱 禁中並 大宮御所江可罷

出華

九月

行政官

謹奉願口上覽

私儀

從奉勤

王志候同題上京仕候處不奉存寄奉業

天恩意頼成靴粉屑味身可仕與並置罷仕候竹摘猶又格別之思

召々以東京定府被 仰付奉畏候旨而者在所表江立寄之儀

御聞濟二付罷下候處私儀儀二病痛發病之處寒氣二被侵弊處

驚逆リ候二付乍恐東京舟江家來立之暫時禮養奉願儀處

御聞濟右今以全快仕無不卧之仕合條得共當今之竹摘暫時黙

居仕候儀奉恐入候間不日京下可仕奉存候野邊々 御當地詰

御聞濟相成候既拜表仕候二付驚者兼而懇願仕置候運 闕下

之邊二被差置相應之 御奉公被 仰付候儀二相成間敷哉

勿論 御用向被 仰付候節者死々尽盡力可仕候甚以羞敬候

啟者恐縮候得共向卒出格之 思召々以願之通被 仰付被下

置候ハ、堪感激雖有仕合奉存候儀之此段相宛々之謹奉懇儀

候恐惶謹言

乙三月四日

士
宜御禮之儀
坪内金三郎

辨事

御役所

右明治二己巳年二月下旬東京海之船醫診候儀子之上京ニテ

觸頭准評録之進江差出不同人家桑野上平三郎取次ニ而三月

四日辨事御役所江差出又翌五日 御聞三條受美殿御逗留中

ナリ

右禮書江

願之孫聞馬候

御母被

同京都被仕可

二而下

致事

一明治二己巳年四月十五日坪内高國發定同十七日京者如款

方へ有京表繕儀小西庭又兵衛也同月九日 天機御伺ニ非職入口

江出頭御使番々以而御伺之大牛札差出又御當番成瀬庫人正

敬御勞手相吹引取申候

大手札

御着筆被註候ニ侍明三日參

買可仕様被 仰出候表私儀歸色仕

居候處今般入京仕候ニ付是月二ハ

廣得共恐惶奉申上候

四月九日
聖御禮
坪内金三郎

現米貳拾 濱部米工 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 以上 中士 四名 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 現米七拾 依 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 現米百俵 濱部米工 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 現米三拾八俵 濱部米工 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 以上 下士 閣下 四名 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 同平十月四日坪内嘉兵衛等寄外三名義興伊藤同深之助柳
 原清記都合四人非藏人御使番被 仰付殿右而人宛隔日出
 仕候也 磯川 永原村 住吉 警察 中嶋 武雄
 一明治二己年十二月九日被 仰出候記井史生致ヨリ御渡
 一先般各藩大儀台分之素境ヲ正シ海外諸國之形勢ヲ察シ以
 テ其對峙ヲ奉選又休テ大ニ公論擬議ヲ被盡舟藩縣一途之政
 令ニ歸シ天下ト氏ニ綱紀ヲ更張被遣度 御主意ニ付吏ニ知
 藩事ニ被任隨而家祿之制被爲定藩之ニ於而モ維新之御政體
 ニ基テ逆之改正可致執而者中下大夫士以下之祿被廢都下士
 族及卒ト稱祿制被相定使廢後各其地方官ニ於テ可爲警屬旨
 被 仰出候焉 御主意ヲ奉體シ銘之分テ守リ其職ヲ可盡
 候事
 但知行所一同上地被 仰付總テ禦米ヲ以テ賜候事
 一大夫士以下之面々令儀様御定相成候ニ付而昔其家共三
 代以上相恩之者ハ相應之御扶助可被下候間姓各并ニ従前之
 祿扶持米奉取調早々可申出事
 但曰主ニ於テ扶助致シ候儀ハ可爲勝手事
 規則
 一 祿制二十一等二分テ士族ハ十八等ニ止候事
 但士族ノ元高十三石ニ滿テ又卒ノ元高八石ニ滿テ

一 祿八 現令被宛行候高ヲ以テ定候事
 一 四奉同心之筆八卒ト可稱事
 一 祿制ハ總テ現高ヲ可稱事
 一 祿制當年ハ是迄之通兼奉ヨリ可減事
 一 祿八都而唐米ニ于賜候間其額ニテ取礼大藏省へ可申出
 現米
 一 同 九千石赤滿九千石迄
 一 元祿 万石赤滿九千石迄
 一 同 八千石赤滿七千石迄
 一 同 七千石赤滿六千石迄
 一 同 六千石赤滿五千石迄
 一 同 五千石赤滿四千石迄
 一 同 四千石赤滿三千石迄
 一 同 三千石赤滿二千石迄
 一 同 二千石赤滿一千五百石迄
 一 同 一千五百石赤滿千石迄
 一 同 千石赤滿八百石迄
 一 同 八百石赤滿六百石迄
 一 同 六百石赤滿四百石迄
 一 同 四百石赤滿三百石迄
 一 同 三百石赤滿二百石迄
 一 同 二百石赤滿百石迄
 一 同 百石赤滿八十石迄
 一 同 八十石赤滿六十石迄

現米
 二百五十石
 二百二十五石
 二百石
 百七十五石
 百五十石
 百二十五石
 百二十石
 九十石
 七十五石
 六十五石
 五十五石
 四十五石
 三十五石
 二十八石
 二十二石
 十六石
 十三石
 十一石

一史生、人吾國有之、縣行ニハ及不申由七年始之口上モ吾國
是アリ初ニ中大夫相濟次ニ下大夫相濟夫ヨリ上士也右國、
如ク也先觸頭省部録之建教、野上平三郎ト中人端田部録
八郎ニ附添今日泰リ馬使而觸頭、邊ニテ奉順、鳥付ヲ持志
而ヨト上ル依テ聲ニ隨而人々振リ出ス爾ヤハニ而平代ニテ
去而席ニ行ニ至、密ルト史生之人披露士族觸頭坪内金三郎
其外士族之高々ト呼上ルト坪内金三郎高國平伏仕儀ニ申上

候ハ
天機御同奉申上外ハ此則觀御祝詞奉申上外ルト源古スルト
其儘下坐ヨリ立テ闕ヲ出テ奉伏シテ立テ元席へ引違ッ今日
御受者醍醐様ナリ 中宮様江年始御祝詞奉申上候夫ヨリ
大禮御所江年始御祝詞奉申上候夫ヨリ御留守長宮中御門長
官様久世到官様江年頭御祝詞奉申上候

一明治二己巳年十二月十八日留守官御傳達所江益出又延瑞
御同書
一取心丸ヲ方十テ存奇ヲ相候、御守官ハ御竹由ニテ御支職人ヨリ異件又正ナ
難取心丸ヲ方十テ存奇ヲ相候、御守官ハ御竹由ニテ御支職人ヨリ異件又正ナ
難取心丸ヲ方十テ存奇ヲ相候、御守官ハ御竹由ニテ御支職人ヨリ異件又正ナ

一元高込島新田等改正諸御役所江御留申上軍資金天々上納
仕吾條然ハ爲今般務御定ニ相成候上者軍資金上納方之
儀如何相心得可申儀ニ御坐候哉

御附紙
一本書邊而可相違候事
一障屋地之儀者從來之儀ニ付被下置候儀ニ御坐候哉 上地
被 仰付候儀ニ御坐候哉 上地相成候ハ、家作等之儀者如
何相心得可申儀ニ御坐候哉

御附紙
一本書上地ハ被 召上屋作者下賜候事

一從來在所住居仕候向キモ御坐候儀ニ付右哉 上地被 仰
付候儀哉如何相心得可申儀哉

御附紙

一本書上地之事

一年來被弊之向領地ニ才ノ于先納或者借田又若他領ニ才ノ
于借用之分志濟方如何相心得儀儀ニ御坐候哉

御附紙

一本書於下申談精々之速ニ返濟可致事

一御當地移住被 仰付候上者永住之心得ニ罷在候ニ付相應
之持借地被 仰付候儀ニ御坐候哉又ハ東京特領地屋敷江住
居被 仰付候儀ニ御坐候哉從來在所住居之者江ハ障屋地共
儀被下置御當地勤番之心得ニ而可然儀ニ御坐候哉

御附紙

一本書上地毎借等之儀ハ違而可相違儀勤番等之儀
ハ不相成事

一當年限奉来扶助難行局丸三代相恩之モ、書上候ハ、可然
御沙汰モ御坐候哉難有仕合奉存候取調可奉願奉存候三代未
滿之昔年奉相勤居候モ、ハ如何取討可仕候哉

御附紙

一本書邊而可相違候事

一京奉
三代以上
御取調可申上
一三代相恩之モノ取調可奉願儀得共夫ノ御不知被成下置候
邊之居所ニ被置不苦儀ニ御坐候哉且又自分家作等江居候向
夫皆古ニ差置候而モ不苦御坐候哉

御附紙

一本書邊而向分之義相違候哉昔其儀被差置而不苦
候事

一從來勤居候モ、障屋近邊ニ自分家作仕候而住居仕候モ、

一京奉
三代以上
御取調可申上
二御取調可申上
三御取調可申上
差出ノ御取調可申上

付念心得方爲卜取調早之可申出此段相達候事

二月

京都府

坪内金三御様
御用人中様
横田權之助内
鶴澤鉄藏。
野本柳賢之允

以手紙致啓上候餘集亦退候得共各様御安泰哉御勢仕知

重之御儀奉存候然者只今京都府ヨリ御呼出二月私共罷出候

處矣此日御禮相成候御書付之趣三付御一同柳御答之儀奉

八十五日迄三差出可申且東京住居又者元知行所ニ住居ノ々

之度向者其段願書相添差出可申旨杉原作十郎殿被申聞候此

段御策知得御意候且又富山經江右之段旨御手紙御進運可被

下儀探奉願候此段申上度如此御坐候以上

二月七日

一明治三年二月十五日京都府江出頭觸ノ内長谷川甚

兵衛江州村住郷大崎大崎金三郎津洲西村住居四知行所住居石原

清一郎御殿巴京江轉住右三人之願書高國持冬外ニ御請書卜

讃願書至出入九ノ通リ

御請奉申上候

私儀

一昨辰年京定府被 仰付候處昨巳年三月京都移住被 仰

付續有仕合奉存候然ハ處 御當地ニハ未々屋敷等茂無御坐

候間仮湯仕候處而者家族四領地ニ差置申候依之此段奉申上

候以上

十二月十五日

京都府

坪内金三郎

奉讀願候口上覽

一今敬士族之面々東京又若元知行所江住居仕度向可奉願

旨被 仰渡奉敬家儀就而昔私義從末宛濃國羽栗郡平嶋村ニ

住居仕候ニ旨何卒元知行所江住居被 仰付候様 御憐愍ヲ

以而 御聞濟被成下置候様只管奉讀願候以上

十二月十五日

京都府

坪内金三郎

右京都府江差出入長藩柏村宣藏殿落子ニ相成候

御得紙

本書之通リ聞候儀

添書可相渡候奈出足

自限可申出候事

右四月十九日坪内金三郎京都府江出頭之康長藩大御柏村宣

藏殿ヨリ御渡シニ相成候古御得紙之數願書御下渡ニ後仰同

人ヨリ被 仰聞ニハ願頭之處出足落着是迄ノ通リ心得居候

様被 仰渡候右ニ付湯國ヨリ相伺候ハ私方ハ願頭壹人ニ而

御坐候先達而轉讀奉願候處未 御聞濟茂無御坐候松出足之

節者何レハ力 御引渡シニ相成可申候或私心得近ニ奉伺候

ト上候得ハ柏村被申候ハ其節者 御沙汰モ可旨之卜被申候

同日柏村宣藏殿江差出又此項 御沙汰ニ依テ也左ニ

私儀

四領地末濃國羽栗郡平嶋村ニ居住仕度先達而奉讀願候就

而者同國至松縣管轄之儀ニ御坐候石者 御沙汰ニ付取調奉

差上候以上

十二月十九日

京都府

坪内金三郎

一十二月廿日士族既 軒願頭内藤甚郎宅ニ於テ御渡シニ相

成候御書付金三郎密出頂戴仕候左二

大奉書年加六ツ折先キ二部明キ
堅燭七寸貳分機燭壹尺九寸四分
御印面篆書朱字御印面貳寸貳分四方
朱南印

坪内金三郎
是連々役我
差免行事
四月京都府
官廳
簡印

一同月九日四領地江出立願書内嚴即麻呂江差出入新ハ三

系ハハ關二而河津野助東

今般四領地英漢園羽京郡平嶋村津屋住居願之通リ 御聞届

被成下難有仕合奉存候右二付來ハ五月朔日 普御地出立仕

惟此殿 御届申上候依之御添書 御下渡被成下度奉願候

以上

千四月九日

御後所

坪内金三郎
御書
御下渡被成下度奉願候



一同日 御添書 御下下渡二片内錄基郎生二才十ヲ御受取
申上候二付御書左二

御添書

壹

千四月九日

御下渡被成下度二持受奉申上候以上
坪内金三郎

成候御書付金三郎密出頂戴仕候左二

大奉書年加六ツ折先キ二部明キ
堅燭七寸貳分機燭壹尺九寸四分
御印面篆書朱字御印面貳寸貳分四方
朱南印

坪内金三郎
是連々役我
差免行事
四月京都府
官廳
簡印

一同月九日四領地江出立願書内嚴即麻呂江差出入新ハ三

系ハハ關二而河津野助東

今般四領地英漢園羽京郡平嶋村津屋住居願之通リ 御聞届

被成下難有仕合奉存候右二付來ハ五月朔日 普御地出立仕

惟此殿 御届申上候依之御添書 御下渡被成下度奉願候

以上

千四月九日

御後所

坪内金三郎
御書
御下渡被成下度奉願候



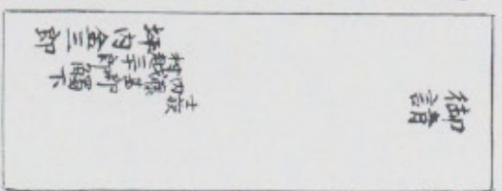
一同日 御添書 御下下渡二片内錄基郎生二才十ヲ御受取
申上候二付御書左二

御添書

壹

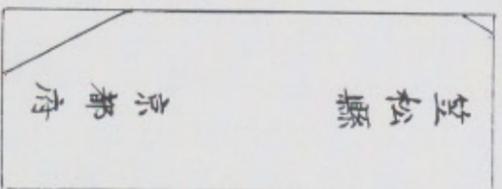
千四月九日

御下渡被成下度二持受奉申上候以上
坪内金三郎

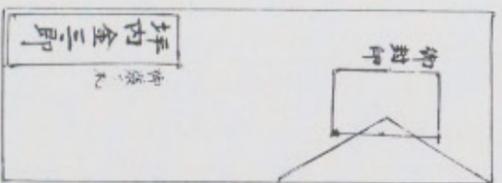


内藤基郎殿
村越三十郎殿

一笠松縣江之御添書无二



表



裏

一同四月内：一席彌頭候 仰付候年月日取調申出候條
御沙汰二付取調差出申候下書留記無之二片下記趣急書昨午

十一月廿七日三ツリ彌頭候 仰付候趣奉申上候也

一同年五月朔日西京出立三付當日早朝出立之節立寄御届書

内藤基郎宅へ差出之左ノ通リ

御届書

全朝日

御當地引拂四領地英漢園羽京郡平嶋村江出立仕候間此殿

御届奉申上候以上

一明治三庚午年五月朔日卯中刻項四條道場金蓮寺持河地中南瀧院明則二而門北向津島宗 此非 巳年四月下申祿祀御中殿ヲ出立由藤甚郎江西守山格治二日部江新橋小警御代々純者天福下二而中大輪中崎武雄空江文 愛知川宿寺御會々純者九ツ時出立同人爲根落ヨリ菓子 濱知川宿治三日美江寺格治正午之上刻笠松郡宿願座江看八訂機乃赤ノ上判項縣江出頭代々松野河合新十部殿江面會致レ御添書差上ル其後知事長谷部甚年殿前被致面會性ニ落子之極被仰聞候而當縣ヨリ京都府へ落子、極可申渡下、御答也夫ヨリ退出久御宿齋屋江引取候夫ヨリ陣内元堤方森川榮次郎重密宅江被招行而初テ對面覽感テリ當殿之代ニ陣内定規三亦鄉宿へ引取又奪出立島上ニテ提テ下リ野御寺中樹江カハ、御村

一明治三庚午年六月七日酉京小西屋又兵備寺ヨリ銘録二知加年ノ時ヨリ知小西屋ニ森公致比ニ主人方江登子ト咸在京申内藤甚新ヨリ知吉ノ人森ニ致比ニ西屋ヲ中置毛ト御用ノ御心仕立飛脚テテ人來ル内藤甚郎ヨリ之書狀到來又從地五日ニ出立、趣御用ト上書キ、尺書キニ認メ御座儀内藤用人寺田儀兵衛ヨリ家表岩塚端之助ヲテ之書狀也中ハ内藤甚郎ヨリ之書當允、通り也

一筆致塔上使向曙之節御坐候得共愈御安泰被成御坐跡安之

五月朔日
 内藤甚郎殿
 村殿三十郎殿
 御届書
 本族
 坪内金三郎

御儀奉付候當御地無異勤仕罷在曉聞下俾御休急可被下候然百能三日晝夜依 御用召拙者儀爲御名代致出頭候處昨年春拾別御勤情御勤被成候付 御農調運用料金百八拾兩被下置候告知事長谷部相殿被 仰渡候依之御間人並收付松田大參事江御禮廻勤等相勤爲端無滞相濟候間御休急可被成候則別致寫差遣候且金子下レ方御都合可被 仰殿候懸脚ニ而相下レ候哉三候ハ、當地御類之者江御印紙發遣之拙者江御手紙之内江御合印御差越候ハ、引合無相違ニ拾兩ハ御渡可申候右之段得御意度如此御坐候恐惶謹言

六月四日
 坪内金三郎 振
 内藤甚郎

尚々竹角時候御取可被取專一ニ奉存候邊日ハ被掛御心頭御書狀被下候爰不相變御用冬不及守職未御答ニモ不足引恐箱仕候且拙者養御同様被 仰出難有奉存候右御聴得御急候別紙之振合ヲ以御禮狀御仕立被遣候様奉存候尚後使ニ迄之申渡候以上

一筆啓上仕候然昔私儀不奉存等奉家 御農調珠ニ爲資用料金百八拾兩頂戴被 仰付買加至極難有仕合奉存候右御禮奉申上度如斯御坐候恐惶謹言

坪内金三郎
 本族
 印

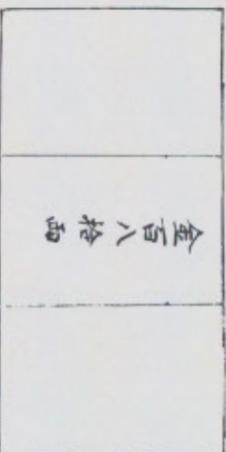
六月 庚午
 内藤甚郎殿

右儀文内藤ヨリ來ル依而右ヲ中奉書致、折ニテ裏白紙ナリ上封ビ美濃紙ニテ封ビ狀ニイタシ申候翌八日奉表岩塚錄御

西京友内藤甚郎方江差遣八同十三日歸村御書付並二御金百八拾西内藤甚郎ヨリ受取奉九ノ通リ

坪内金二郎
本紙之文字、終ニ息
十四折半
了ト先キ一欄余明ナ
立軸六寸五分五厘
欄脚三尺六寸三分
紙江戸ニテ紙入シト
申紙品ニ而杉原紙ヲ
リ屋クハキ紙ナリ
御印ナシ

御金百八拾西内藤甚郎ヨリ受取奉九ノ通リ
上包織立軸壹尺貳寸貳分上下折立軸
糸寸四分機軸貳寸七分中ヲ紅白水引掛
御金札包紙古ノ通リ
拾面札十枚五兩札十六枚右之處若塚録
輸西京ニテ小札卜引替申候
大奉書機軸壹尺二寸折又三寸ニ折ニ京中ニ認御目錄也
一御震詞
一金百八拾西也



壹通

右者爲貸用料被下置候

御金書面之通請取申候處依而如件

明治三庚午年

六月十日

内藤甚郎及

右之証書八内藤甚郎ヨリ兼支出候ニ付西京ニ於而若塚録辨
認メ差出ス莫ハ内藤甚郎手元ニ殘置様様子ニテ御座候
一明治四年未年三月 日笠松縣江崎借金奉曉廣徳寺ノ地
未御下渡有之候ニ付御取替元内文書御取替候知事
奉東京ニ候是候御取替元内文書御取替候知事
思召ヲ以金貳百兩内金雜借被 仰付候同年七月御退金奉申
上候當(金)明現(金)百兩五匁右ノ内ニ而御引合ニテ終立御合
一明治四年未年七月九日 御奉書朝巳ノ上刻 笠松縣ヨリ
到來化ノ通リ

御用之儀有之間明九日五ノ半時出頭可有之候也

平未七月八日

笠松縣廳

坪内金三郎及

右ニ身即別笠松縣江高國出頭之處并出大サカシ殿ヨリ御書
付取種神渡シ左之通リ

櫻園金之取

其母母之書

別紙ノ通被

右様借書之部

相違候者

御金面五兩

横軸壹尺五寸平未七月

笠松縣廳

六折ニ九分

七分

八厘

三寸九分

小書體

横軸壹尺五寸平未七月

七分

六折ニ九分

下賜ノ書書後

四拾五者書後

御金面五兩

横軸壹尺五寸平未七月

笠松縣廳

御金面五兩

横軸壹尺五寸平未七月

下賜ノ書書後

多岐侯

お遊所也

辛未六月

辨官

笠形縣

右二通御渡ニ相成候辨官ヨリ御書付八御寫指載仕候

一明治七年戊辰卯八月五日大階船ハ港列拜衆郡三宅

村祠堂取真四寫取理ヨリ廻拿來ル二月坪内定年即刺收身箱

葉 出雲守宅江出張、廢於同所ニ三條續境代理ヨリ被

仰渡候

坪内物太郎

第二百七十二番

神風講社副社長

申付候事

明治七年五月五日院殿

答主大庭三保番手知

一明治七年戊辰卯十月廿二日坪内於本即改名藏差出又

官買小森式治手御株用續ニ坪内島國隱居磯坪内定年番督

相續之願書差出入御受取也右二通共也且赤丸七日當人礼服

ニ于區長差差罷出候様候 仰渡候ハ親ハ親ハ社ニ計九候當時

クニルカニルカ

一同月廿四日十月廿九日坪内定年收身縣江出頭區長將衆郡

中野村田嶋正三郎兵衛初本御同件在御玄關前逆同道之年與

江通り大奉事小崎利津殿斯波殿井出殿右三人列坐ニ而被

仰渡候地ニ奉様四拾五石之御書付 下賜候

現米四拾五石坪内定年

又高國老衰ニ自隱居

横地壹尺〇五分 願之通其方々家督

右四ノ折六分其 相續申付片奉

明治七年正月廿日

改卓縣參事小崎利津

一明治九年丙子年卯陽三月廿四日史皇懸學務課跡見成ヨリ

御奉書到奉ニ而此七日前十時記如左御地ハ一折ヨリ

ハ不曉シテ子爵出仕候ハ不曉シテ前ハ一折九分時迄而午候下

不曉シテ候時ニ至候ハ午前一折九分時迄而午候下

出頭、奉本寫管校主被 仰付候充、通リ

一大坂半城監色十三行地ハ一折

一 景致 羽栗郡平崎村

平崎管校主者

坪内定年

右務考之通申付候事

明治九年三月廿日

改卓縣 啓

平崎學校主者申付

坪内定年

一 景致 平崎學校主者申付

立地五寸九分四厘横地八寸七分六厘

光ノ壹間明ク故ヨリ折也

一 改卓縣

一明治四年未年正月於縣隱居ニテニ年頭御祝親申上候

長谷翁甚奉知御愛同五至中年正月三日笠松縣隱居ニ而大

奉事小崎利津年始御祝親同六癸酉年卯十二月六日

御祝親調申上候以皇縣ニ于昨候御祝親ニ於元被 奉事小崎

利津殿御愛同七年戊辰十一月廿七日 改卓縣 啓

御祝親奉申上候并出大カノ殿御愛也、其翌年應、各代無之、出候

制限ヲ改メ未明治十年ヨリ別賦條例之通公債証書ヲ以テ一時ニ下賜候條此旨布告候事

明治九年八月五日

大政大臣三條實家

金種公債証書發行條例

第一條 華士族及平民トモ各自ノ家祿賣買様給與ノ制限

ヲ改メ一時ニ之ヲ下渡スルニ爲シ以テ公債証書ヲ付與スル

一永世様ノ者ハ

金種元高 總計ノ此者ノ家年限

七万石以上

六万石以上

五万石以上

四万石以上

三万石以上

二万石以上

一万石以上

六千石以上

五千石以上

四千石以上

三千石以上

二千石以上

一千石以上

六百石以上

五百石以上

四百石以上

三百石以上

二百石以上

一百石以上

五十石以上

三十石以上

二十石以上

十石以上

五石以上

三石以上

二石以上

一石以上

五斗以上

三斗以上

二斗以上

九ヶ年二分五厘分

九ヶ年半分

九ヶ年七分五厘分

十ヶ年

十ヶ年二分五厘分

十ヶ年半分

十一ヶ年分

十一ヶ年半分

十二ヶ年分

十二ヶ年半分

十三ヶ年分

十三ヶ年半分

十四ヶ年分

十五ヶ年分

十六ヶ年分

十七ヶ年分

十八ヶ年分

十九ヶ年分

二十年分

二十一年分

二十二年分

二十三年分

二十四年分

二十五年分

二十六年分

二十七分分

二十八分分

二十九分分

三十分分

三十一分分

三十二分分

三十三分分

三十四分分

三十五分分

三十六分分

三十七分分

三十八分分

三十九分分

四十分分

百五十圓未満

百五十圓以上

二百五十圓未満

二百五十圓以上

三百五十圓未満

三百五十圓以上

四百五十圓未満

四百五十圓以上

五百五十圓未満

五百五十圓以上

六百五十圓未満

六百五十圓以上

七百五十圓未満

七百五十圓以上

八百五十圓未満

八百五十圓以上

九百五十圓未満

九百五十圓以上

一千圓未満

一千圓以上

一千五百圓未満

一千五百圓以上

二千圓未満

二千圓以上

二千五百圓未満

二千五百圓以上

三千圓未満

三千圓以上

三千五百圓未満

三千五百圓以上

四千圓未満

四千圓以上

四千五百圓未満

四千五百圓以上

五千圓未満

五千圓以上

五千五百圓未満

五千五百圓以上

右一ヶ年六分ノ利子ヲ給ス

百五十圓以上

右一ヶ年七分ノ利子ヲ給ス

二百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

六百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

七百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

八百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

九百五十圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

一千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

一千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

六千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

六千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

七千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

七千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

八千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

八千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

九千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

九千五百圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

一万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

一万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

六万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

六万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

七万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

七万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

八万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

八万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

九万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

九万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十一万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十一万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十二万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十二万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十三万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十三万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十四万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十四万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十五万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十五万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十六万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十六万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十七万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十七万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十八万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十八万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十九万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

十九万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十一万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十一万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十二万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十二万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十三万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十三万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十四万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十四万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十五万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十五万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十六万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十六万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十七万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十七万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十八万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十八万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十九万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

二十九万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十一万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十一万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十二万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十二万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十三万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十三万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十四万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十四万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十五万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十五万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十六万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十六万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十七万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十七万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十八万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十八万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十九万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

三十九万五千圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

四十万圓以上

一ヶ年限ノ者ハ

五月ニ相渡シ以後之ニ準ビ年々而之ニ下渡スルニ
第三条 家禄賞與録元高ヨ付與又ハ主限ニヨリテ利子ノ算定
ヲ生クル元高ニ向テ公債証書ヲ付與スル期限左ノ
如シ

第一 一金壹萬圓 家禄賞與録合高
此六ヶ年半分金六万五千圓此公債証書ノ利子一ヶ年
五分金三十二百五十圓ト成ル

第二 一金九千九百圓 家禄賞與録合高
此六ヶ年七分五厘金六万六千八百二十五圓此公債証
書ノ利子一ヶ年五分金三千三百四十一圓ト成ルナ
右此數九千九百圓ノ方利子九十一圓九五錢ノ邊ト成ル然
ル時八壹万圓ノ利子金額ニ超過セサルヲ以テ制限トナ
ス故ニ九十一圓ト五錢ヲ引去リ利子三十二百五十圓ニ適當
ナル公債証書ヲ下渡シ以テ規則トス其他右ニ類似ノ件ハ
皆之ニ準ス

第四條 此公債証書ハ利子ノ算定ヨリ區別アリト云ヒ其總行
入付種類六九ノ如シ

第一 國債 卅圓 地五圓 五十圓 百圓 三百圓
第二 縣債 卅圓 五十圓 一百圓 二百圓 三百圓

第五條 前條公債証書ヲ付與スル時ニ當リ公債証書ニ未滿額
金ハ都テ通貸ニテ相渡スル
第六條

此公債証書ノ元金ハ五ヶ年間之ヲ据置キ六ヶ年目ヨ
リ大藏省ノ都合ニ因リ毎年抽籤ノ方法ヲ以テ之ヲ消
却スル

第七條 此公債証書發行ニ付テノ噴厚其外トモ此條例外ノ事
件ハ都テ新舊公債証書發行條列ノ通りタルト心得
ル

第九號 今般百八号ヲ以テ布告候金條公債証書ノ儀ハ進テ
指令ニ及テ違背入並賣買約定取捨候ハ禁止候條
此旨布告候事

明治九年八月五日 太政大臣三條實美
一明治十年五月脚割明^ハ日學校取掛澤村羽栗郡園城寺
村^ハ河田嶋平民農答四彈之數入集ニテ申候ハ學校江有
志金十圓以上ノ分ハ御金下賜候由ニ而當答ノ者ヲ入大
輪^ハ箱ニ入レ之桐陽ノ金御紋付^ハ証書ノ付候料領ノ當
村本嶋學校ニ而贈之至ヨリ定年排受也也御禮^ハ御書付
湊頂戴スル^ハ通リ御金^ハ五圓五分高^ハ五圓五分高^ハ程

奉書 柙
立五寸九分七厘程
横切室尺寸一分八厘程
御印之字寸五分
同 横切室寸四分七厘
本紙之傍寫
御印篆書朱字朱肉印

本盒 三個
羽栗郡平島村字板
資下シテ金三拾貳圓
差地札^ハ形奇特之
事ニ依テ与^ハ爲^ハ差
前書ノ通下賜
明治九年三月

引登ニ同様ニノ本山ニハ余三河原下加
今村上ニ由相河普普在果之拾石石前
今球中同 故中川今之外拾石石前

高五百六拾七石餘
高四百三拾七石六斗
高五百四拾八石
高九拾九石八斗一升〇一々
高三拾七石七斗三年五合
米四石一斗〇一合三々
高吞裏拾石
下加前河原本高

此手不遺而積全一萬八千兩幣ナリ
一明治十三庚辰年細懸四月廿五日定年加納町二丁目河安相
大庭銀行本店ニ相成候ニ付同所工出頭職令小崎利準高前ニ
于社中五名調印何レモ役名申付也當方ハ支配役也毎月金志
團宛月給也取締役備田彦布ヨリ毎月月給受取ナリ
一同年細懸五月十日厚見郡加納町二丁目銀行令敬本店ニ願
齋相成候ニ付塔内定年之名代親父島國出頭務能下申ニ子供
務着ハ用ハヤシ地蔵ナリ凡五番程其後酒飯出ル也知分銀好遊
而七分五厘程ニ進ム段程ニ終
二五味金壹拾五圓段程ニ終
一同十四辛巳年厚見郡加納町二丁目大庭銀行細懸七月六日
ヨリ大坂第三十一銀行卜合併卜相成候非申社中且豐取
積金ヲ納付申候事其後社中其後社中其後社中其後社中其後社中
銀付卜合併申候事其後社中其後社中其後社中其後社中其後社中
條田彦市方讓ル
一明治二己巳年三月東京ニ於而觸頭渡路虎之助江高橋修彦
出テ登室ノ時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時
己年五月家寄附年三月下加前河原本高同八月廿四日六月廿四日

美濃國相常郎平馬村住高 坪内金三郎 同國合卷郡嶋村

平嶋村本高 右村新田高 右村一色新田高 右村新田見取所物成

當時有高 高五百四拾八石 高九拾九石八斗一升〇一々

高三拾七石七斗三年五合 米四石一斗〇一合三々

高吞裏拾石 下加前河原本高

高附帳 明治二己巳年 三月 上坪内金三郎

新田高 三拾七石七斗三年五合 平嶋村一色新田 二拾八石六斗二升〇七々南内野新田 米三七八斗貳外四合三々 南北内野新田

下々札 前河原島百三拾石之地所象元坪内飛彈守江守保年中候 置候地所ニ高百三拾石之傳馬控替夫鐵等金三郎方上 下三リ相勤難滋罷在候處同職辰年十二月奉本懸談之上 右地所金三郎方江相候申儀右地所本曾川堤加入亡何松 林ニ相成昨夜年勤米貳斗五升八合相納候事

下々札 明治二己巳年三月 上坪内金三郎

高 三拾八石六斗二升〇七々 南内野新田高 米 三石八斗二升四合三々 南北内野見取野ノ辻 右私先祖地左邊長年開朝經陣閣ノ原陣因歐功徳川 之職知不少徳川家二代之孫美濃國羽栗郡岩手郡之内ニテ一 倍之加増火坪内家舊頭父子五人一紙連名之宗印ヲ賜代々前 書之地受領寛政十年本曾川堤加入書親水高仕河代以前ヨリ 増石相成候或相分り案申儀以上

河相成中 地先充キリニ 村島ノキリニ 又云 中層村下 今河外字 相河外字 下年キリニ 文子川島

高 三拾八石六斗二升〇七々 南内野新田高

米 三石八斗二升四合三々 南北内野見取野ノ辻

右私先祖地左邊長年開朝經陣閣ノ原陣因歐功徳川

之職知不少徳川家二代之孫美濃國羽栗郡岩手郡之内ニテ一

倍之加増火坪内家舊頭父子五人一紙連名之宗印ヲ賜代々前

書之地受領寛政十年本曾川堤加入書親水高仕河代以前ヨリ

増石相成候或相分り案申儀以上

明治二己巳年三月 上坪内金三郎

高 三拾八石六斗二升〇七々 南内野新田高

米 三石八斗二升四合三々 南北内野見取野ノ辻

濃列家郡各務郡之内埜内氏系領分地十九ヶ村
 一ヶ村卜重隆唱儀村名七箇村外小字親持不吉
 二ヶ村三ヶ村又
 唱儀村外小字
 得家郡之内十四箇村並字卷ヶ村卜重隆唱儀村名
 七ヶ村外小字

一 松倉村
 氏神 氏神
 一 松原島村
 六神八幡宮式外祭礼日八月十五日新祭十
 四日社 向字 在り 当今新明祭神

字三ツ屋
 字三平山
 字河田
 外小字
 外小字
 一 上中屋村
 氏神天神 氏神天神
 式外祭礼日 月十九日新祭十
 八日社南向字 在り 当今新明祭神

字松本
 氏神 氏神
 三社合併 日九月十九日新祭十
 八日社南向字 在り 当今新明祭神

一 下中屋村
 氏神春日大明神式外祭礼日九月十九日新
 十日社南向字 在り 当今新明祭神
 外 字牛子 兼牛子

外 小字伊平島
 一 佐野村
 氏神 氏神
 神明宮式外祭礼日九月十九日新
 十日社南向字 在り

一 間嶋村
 氏神能野權理式外祭礼日九月十九
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 宋野村
 氏神山王権現式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 江川村
 氏神天玉式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 無動寺村
 氏神正大明神式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 中野村
 氏神總大明神式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 平島村
 氏神物見大明神式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

一 成清村
 氏神 氏神
 式外祭礼日九月十九日新
 九日社南向字 在り 当今新明祭神

明治七年成平ヲリ新層太陽層十月十九日下成
 祭神上中屋村分川島字牛子兼牛子 式内
 卜成也 埜内領、内羽粟郡式外、村々一同也 併
 各務郡新加納村長塚村八式外二而之 如白ノ 也

各務原之内六ヶ村並子一ヶ村、下里俗唱候村各八ヶ村外小半

一 前渡村止衝 久神藝師 瑠璃光如來、本村、波村、七ヶ字祭禮、白八月、節、十一日、十二日、領地、嘉兵衛、社、表、向、當時、斯、如、明、祭、神、三社、当、社、

宇山根村前、六神、相、神、明、式、外、祭、礼、九、月、十九、日、祓、禊、十、九、日、社、山、山、根、村、下、加、三、ヶ、村、持、合、每、年、各、部、位、言、在、兼、墓、二、社、

宇北島 字下加、村、有、建、氏、神、明、式、外、祭、礼、其、外、当、今、迄、山、筋、卜、同、断、

字内野新田

外 小字下切新河原、村之内渡

一 三井村 三井大明神、式内祭禮、白九月、試、樂、廿九、日、往、古、御、下、書、又、三、井、山、南、之、社、南、

宇上戸 八神三井大明神、祭、明、治、村、卜、同、以、祭、神、又、

一 小佐野村 神明式外祭礼、白九月、廿九日、試、樂、

字井桁 神明 本村、下、原、野、日、同、断、

一 大野村 氏神、能、野、權、現、熊、野、氏、外、祭、礼、白、九、月、廿、九、日、

一 新加納村 氏神、宇、方、大、明、神、式、外、祭、礼、白、九、月、廿、九、日、

月十五日、試、樂、十四日、祭、礼、也、○明、治、一、戊、子、年、頂、三、日、祭、礼、

字洞菰 六神

一 長塚村 氏神、宇、方、大、明、神、式、外、祭、礼、

字長塚新田 堀、由、洞、村、長、塚、村、東、四、地、村、前、野、村、等、

各務原内領明治九一戊子年、三、日、新、十、五、日、卜、成、ル

一 間島村 一、塚、原、本、願、寺、派、明、通、寺、字

一 松原島村 宇、方、宗、東、本、願、寺、派、西、卷、寺

一 上中屋村 宇、方、宗、東、本、願、寺、派、淨、持、坊、中、屋、小、願、

一 下中屋村 宇、方、宗、東、本、願、寺、派、西、入、坊、下、中、屋、分、川、宗、

一 小佐野村 宇、方、宗、東、本、願、寺、派、安、樂、寺、字

派曹門庵、尼、僧、新、心、細、少、林、寺、木、寺、開、基、

一 米野村字 一向宗本願寺派正淨寺字 同宗同派福載寺

一 佐野村字 禪宗臨濟流關山 基濃列厚見郡如納町八

崇雲山金龍寺

一 平島村大字本郷小字中屋敷 一向宗本願寺派得正寺

一 無動寺村字 一向宗本願寺派光傳寺

濃州各務郡

一 大野村字 禪宗臨濟流關山 自得寺

一 前渡村字本郷小字 宗桃春院字小字同 一向宗本願寺派常尊寺關山 基濃列厚見郡如納町八

一 願寺派常尊寺關山 基濃列厚見郡如納町八

一 敬法華宗關山 基濃列厚見郡如納町八

一 大字小字同 禪宗臨濟流智光庵觀新加納村小字本願寺關山

一 字北内野新田禪宗 派 寺觀

一 本寺字山照小字 禪宗 派松本寺

一 關山 派字下切小字 禪宗臨濟

一 派 寺新加納村少林寺末寺 關山

一 三井村字西屋敷禪宗臨濟流關山 基濃列厚見郡如納町八

一 村内兼幸 禪宗 派少林寺天隆寺 禪宗

一 臨濟流德運寺關山 基濃列厚見郡如納町八

一 寺末寺大字上戸小字 宗 派長壽寺

一 關山 基

一 新加納村字村内 禪宗臨濟流龍慶山少林寺 禪宗

一 大字洞祭小字 禪宗臨濟流瑞派寺 山 宗元鎮土坪内氏

一 新磯所無上寺關山 基濃列厚見郡如納町八

一 現末 石寄得自治斗中無寺

字 一向宗東本願寺派喜休寺

一 明治十六癸卯年九月三日、津内舞三郎、地兵志願書、澤川羽粟郡互松村、郡役所、江差出、又明治十七甲申年二月十六日、宇御沙汰二番、當年教導團、予無之、付差成、ノ、種被、仰渡候、見、郡、互松村、郡役所、江差出、又明治十七甲申年二月十六日、宇長、在、宮城、村、四、ヶ、村、合、併、伏、屋、藤、之、助、ヲ、相、違、又、本、月、十、五、日、ヨリ、二、月、十、五、日、迄、二、番、京、可、致、殿、申、來、ル、同、年、二、月、九、日、日、空、松、相、繼、郡、役、所、江、船、二、月、二、日、出、之、御、届、船、二、月、一、日、二、日、日、津、曼、會、同、下、賜、翌、日、十三日、御、受、取、書、差、上、ル、船、二、月、十八日、二日、東、海、道、筋、出、立、同、月、二、日、午、後、三、時、頃、京、會、津、村、西、澤、年、秋、町、津、村、同、二、日、身、體、檢、査、二、人、合、格、掛、懸、入、籍、津、村、前、日、來、リ、紛、而、道、中、出、之、同、日、三、日、入、團、隨、兵、大、概、隊、科、志、願、之、處、人、員、多、數、二、番、歩、兵、大、隊、第、三、中、隊、第、三、小、隊、二、入、学、所、籍、之、處、人、員、數、同、十、八、日、由、年、報、五、月、二、日、日、教、導、團、下、總、團、管、節、郡、國、府、村、鴻、津、江、轉、住

一 明治十七甲申年六月九日、是年尾州、室知、那、名、古、屋、鎮、堂、書、記、日、有、此、由、同、年、同、月、九、日、濱、列、羽、粟、郡、嶮、那、郡、役、所、江、書、後、受、付、却、等、如、同、年、同、月、五、日、二、日、本、役、受、付、拜、命、勸、諭、同、十、八、日、乙、酉、年、柳、五、月、六、日、眼、病、二、付、錄、職、願、書、差、出、又

印朱書

朱印書

朱書

朱書

一 明治十八乙酉年、柳、九、月、九、日、已、上、刺、笠、松、軒、使、ヨリ、相、違、見、申、加、三、相、違、

巡查志願書片紙檢

乃係榮若年下

年若九路若島

出山首之如

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

此年御在

東濃國各郡 北宮村年氏 木村鑿次郎 公用

此縣警察本署 公用

石川紙半心、全紙十三行、本縣郡小方、

五番地平民本村字即、端、善、船、達、依、而、出、塚、鴻、之、助、刺、差、出、

山守縣警察本署

本村鑿次郎 公用

本村鑿次郎 公用

本村鑿次郎 公用

本村鑿次郎 公用

本村鑿次郎 公用

一金四圓拾錢
 金三圓二十五錢
 金五圓二十五錢
 金拾錢
 右金買正二支取俵也

右警部長川保正名殿ヨリ御書付御渡し拜命同日服一品御
 下渡し誠願外ニ靴襪送肌着取引壹組靴下駄足代金四圓
 拾錢御下金也月給梅畑日六圓ト蓑費六圓者飛別大野郡高山
 ニテ御下渡ノ趣同日足日限御上候御三月十三日同月十
 八日ト申上候儀ニシヤツホ一ツ御渡シナリ

警察本署

岐阜縣

明治十九年三月十六日

中付候事

高山警察署出向

岐阜縣巡察村録部

岐阜縣

明治十九年三月十六日

但月俸金六圓給與

岐阜縣巡查中付候事

木村錄次郎

利降宅

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一横燭

一紙ヲ折

一洋紙ニ似タル厚紙先リナリ

一紙ヲ折

一堅燭

一金拾圓〇四錢入費二下此の試験費之日四十錢得一重五錢
日曜日一日アリ一日管内〇十四錢向十錢不足十日積り旅費

一明治十九年戌年卯七月七日課長武野重彰殿ヨリ御渡二通

一紙奉書二而四ノ折

一立軸六寸四分也

一横軸八寸五分也

第一部 文書課

坪内定年

明治十九年八月五日

坪内定年

一紙奉書四ノ折

一立軸六寸三分八厘也

一横軸八寸五分五厘也

岐阜縣

但下等日給々5ノ

岐阜縣雇ノ命々

坪内定年

明治十九年八月六日

一後三島渡記又明治元次辰年十一月於西京二家元坪内飛騨

守定益江掛合之上藩州村赤郡無物寺村社法寺民權田嶋鐵部

和譜益入以同年十二月十一日平嶋坪内金三即島國用入岩塚

綾陣吉敷前渡坪内森兵衛番番用人永井弘備司伴各務郡新加

釣村家元陣屋約定二件罷出引合置候道内野新田垂前渡村字

下加前河原産屋呼出七於陣屋ニ申渡シニ相成候依之前渡内

野江向ケ役人出張取調可申取以切紙ヲ申渡シ置候右ニ付

一 綴ヨリ御渡シ於岐阜縣解任所二十二月四日御日御用仕舞二通

一 明治十九年卯十二月八日昇給御書所改書白州提議

一 古下及取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 又取村ノ内場分ハ北四野ノ南内野凡半分程也然ルニ前渡ハ外北野

一 明治十八年酉年五月八日 眼病ニ付詳職田嶋久次知江

一 岐阜縣中島郡役所

一 明治十七年十一月廿二日

一 但月給五圓給與奉事

一 立軸六寸四分四厘也

一 横軸八寸五分四厘也

一 紙四ノ折

一 奉書

一 御書付御渡

一 坪内定年

一 當郡役所兼中付候奉事

一 明治十七年九月廿日

一 但月給五圓給與奉事

一 立軸五寸六分六厘也

一 横軸七寸也

一 紙四ノ折

一 奉書

一 御書付御渡

一 坪内定年

一 當郡役所兼中付候奉事

一 明治十七年九月廿日

一 但月給五圓給與奉事

一 立軸七寸五分也

一 横軸八寸五分也

一 紙四ノ折

一 奉書

一 御書付御渡

一 坪内定年

一 當郡役所兼中付候奉事

一 明治十七年九月廿日

一 但月給五圓給與奉事

一 立軸七寸五分也

一 横軸八寸五分也

一 紙四ノ折

一 奉書

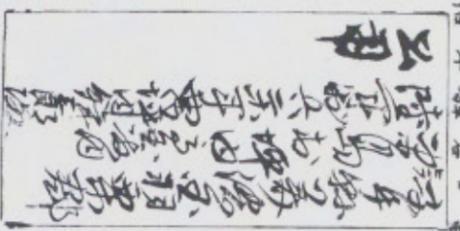
一 御書付御渡

一 坪内定年

一 當郡役所兼中付候奉事

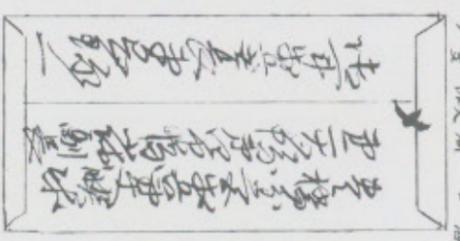
一 明治十七年九月廿日

一 新五月十八日朝辰、半刺立、松村郵便ヨリ、相違
 入三州分書陸軍ヨリ
 一日、御掛子イ
 一 立軸 五寸五分也
 一 横軸 貳尺貳寸三分五厘
 一 書簡袋 控付体、厚紙
 一 立軸 六寸三分五厘也
 一 横軸 貳寸五分也
 一 明治十九年五月十日
 九日 三河國 豐橋 既誌
 各子屋分書十八聯隊 操出
 不坪内 三郎 岡崎寄治
 北日 尾列 鳴海寄治 北一
 日 古屋治 柳下 兼次郎
 新加 柳江 一行 柳下 柳下
 柳下 柳下 柳下 柳下
 赤井 野邊 二 於 而 兵 隊 訓練
 上覽也 同所 二 治 望 二 三 時 時
 日 東京 江州 兼重 兼重 柳下
 兼重 柳下 兼重 柳下
 一 新五月十四日 登時 項 坪
 内 鉢 三 即 畫 橋 出 立 同 所 治



宋書

廿三日 同所治 十四日 鳴海
 治 廿三日 各古屋治 八日
 同所治 九日 濃列 羽東郡
 平、嶋村 二 藩地 子屋 兼次
 兼次 同所 廿六日 逆 留 留 留
 十九日 三列 江 既 立 明 既
 一 明治十九年四月十二日 於 御 控 所 二 大 書 記 官 白 洲
 兼 藏 殿 ヲ リ 御 渡 シ、御 書 付 二 通、如 認、又 語、子 定、三 記、一 巻 順
 一 紙、奉 書 二 子 四 行
 一 立 軸 六 寸 貳 分 貳 厘 余 也
 一 横 軸 八 寸 六 分 九 厘 也
 務 掛
 明治十九年三月廿八日
 教導團入學願
 陸軍出身志願ニ于此及教導團生徒入學仕度候間御検査ノ上
 柳林用被下度入學ノ上、八回ヨリ御規則嚴重ニ相守リ誓テ檢
 軍ニ從事可仕活一行狀不正又八卒業、目的無之ヨリ退學ヲ
 命セテ候共決テ違背不仕御之則、服従年限ヲ相終リ可申
 且又本人身上、儀ハ何事ニ序ニヌ身元引受人ニ於テ引受可
 任依テ復舊書相添ヘ引受人違背ノ上此歐奉願候也
 岐阜縣士族 兼職 兼
 支年 兼
 兼濃國羽東郡本嶋村産 兼
 抱兵科志願 坪内鉢三郎 〇
 岐阜縣同郡同村壹番地住 兼徳元乙丑年八月九日生
 明治十七年百十八年六月
 身元引受人
 岐阜縣士族



明治十六年九月九日
天濃郡羽栗郡平嶋村一番地住
坪内定年〇印

身元引受人

同縣平民

同國同郡同村三番地住

岩塚清助〇印

陸軍教習團長没後遺族

右之通領出候ニ付取調候處相違無之候也

岐阜縣羽栗郡平嶋村戸長

岩塚清助〇印

發證書

岐阜縣士族無職者

定年男

坪内鉾三郎

慶應元己丑年八月九日生

明治十七年八月六ヶ月

公立平嶋小學校入學明治九年五月

十一日迄在學下等第二級卒業

一明治九年八月六日ヨリ十年二月十八日迄岐阜縣羽栗郡空

松村角田春敬ニ就テ漢學修行

一明治十二年十一月一日ヨリ十四年七月廿七日迄岐阜縣厚

見郎稻束村林三益ニ就テ漢學修業

右之通相違無之候也

明治十六年九月廿七日

身元引受人

坪内定年〇印

岩塚清助〇印

戶籍明細書

祖父横井辰右衛門三男佐左衛門

天保十七戊戌年五月十七日生

祖母丹波山七良女

寬政六甲子三月十九日生

實父坪内仲三男

天保七甲申年五月十一日生

實母富永廣兵衛七女

天保十一庚子年九月十四日生

兄 定年

安政二乙卯年七月六日生

姉 山崎又兵衛二女

慶應三丁卯年六月十七日生

右之通候也

本人

坪内鉾三郎

身元引受人

坪内定年〇印

岩塚清助〇印

右之通候也

在松郡佐江鉾三郎之次子

一、明治十六年九月九日生

一、明治十六年九月九日生

其日暮六ノ前歸宅入朝於其姓

一、明治十五年八月三日坪内鉾次郎常國羽栗郡笠松

中羽栗郡佐江出頭後由朝治一、一回京本陣寺十持寺

新三郎同前、教事團志願書差出

教導團入學帳

此度陸軍出身志願ニ付教導團入學仕度候間御檢査、上御掛
用被下度同ヨリ入團ノ上御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸軍ニ從
事可仕萬一行狀不正又ハ卒業ノ目的無之ヨリ兵卒ニ命セテ
レ候共決テ違背不仕御定則、取彼至厚ヲ相繼リ可申度又奉

人身上、儀ハ何事ニ依ラズ身元引受人ニ於テ引受可仕依テ
疊疊言相添ヘ引受人違署ノ上此段奉願候也

岐阜縣士族

坪内定年男

砲兵科志願

坪内總次郎〇印

美濃國羽栗郡平嶋村産

同國同郡同村一番地住

身元引受人

岐阜縣平民

美濃國羽栗郡平嶋村二番地住

明治十五年十月

陸軍教導團長

陸軍歩兵大佐渡邊兵殿

履歷書

元治元年二月横濱

坪内定年男

坪内總次郎

文系至角四十五

一明治六年八月平嶋小學校入學明治九年五月下等小學第二

級卒業

一明治十年一月廿日ヨリ十二年九月廿七日迄羽栗郡三宅村

杜多記導ニ就テ漢學修業

一明治十三年四月廿九日ヨリ十四年二月十五日迄岐阜農学

校ニテ修業

一明治十四年五月十九日ヨリ十五年四月廿二日迄羽栗郡笠

邊村角田春家ニ就テ漢學修業

本人

坪内總次郎〇印

明治十五年十月

戸籍細書

祖父 榎井孫左衛門三男坪内佐九郎門寬政六年寅年生

祖母 坪内喜山長女

父 坪内伸三男

母 雷永房兵衛六女

兄 坪内高國良男

弟 坪内高國三男

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

姉 坪内高國三郎

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

此段相違候也

